日本国憲法について

第９版

ナショナリズムは、どの民族にあっても悪いものではない
ただ、浅はかなナショナリズムというものは

- 老人の場合、一種の呆けである
- 壮年の場合は、自己についての自信のなさの一表現かもしれぬ
- 若者の場合は、単に無知のあらわれでしかない

— 司馬　遼太郎 —

衆議院議員　横路　孝弘

目　　次

・安倍政権の１年
・日本国憲法について …… 1
・ポツダム宣言 …… 5
・サンフランシスコ平和条約（日本との平和条約） …… 6
・戦前期日本の「出兵」一覧 …… 7
・日本国憲法 …… 9
・国際連合憲章（抄） …… 15
・日本国憲法制定の経過 …… 17
・憲法草案要綱 …… 18
・不戦条約 …… 19
・１９５１年５月５日米国国会上院軍事・外交合同
　委員会におけるマッカーサー元帥の証言…… 20
・マッカーサー元帥から高柳博士への手紙 …… 23
・芦田均委員長の憲法改正案委員会報告 …… 24
・憲法改正論はどんなことを主張しているか …… 26
・集団的自衛権について …… 28
・集団的自衛権Ｑ＆Ａ …… 35
・「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない
　安全保障の整備について」閣議決定の問題点…… 49
・おしえて横路さん　国民投票について …… 63
・日本国憲法９条について　衆議院議員　横路孝弘 …… 64
・ワイツゼッカー旧西ドイツ大統領の敗戦４０周年演説 …… 71
・慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話 …… 72
・「戦後５０周年の終戦記念日にあたって」（村山談話） …… 73

安倍政権の１年

I. 安倍さんの基本的な考え

① 日本を取り戻す。

② 「占領軍によって作られた憲法や教育基本法、そのうえに培われた精神を見直し、真の独立の精神を取り戻す」そのために戦後レジームの解体を主張。

II. 安倍さんのやったこと

① 国家安全保障会議（日本版 NSC）　→　通信傍受法の改正

② 特定秘密保護法　→　共謀罪の制定

③ NHK を支配下に

④ 集団的自衛権の行使へ　→　国防軍の創設

国防軍になったらどうなるか

経済の軍事化、社会の軍事化、教育の軍事化

・戦死者をどうするか

・捕虜収容所の設立

・規律維持のための罰則の強化（最高刑、死刑）など

⑤ 軍事予算の増大　→　陸上自衛隊 5000 人増強

⑥ 武器輸出三原則の見直し

⑦ 海兵隊の創設

⑧ 敵基地先制攻撃　→　日本の戦場化

III. 特定秘密保護法について

① 秘密は

・別表に掲げる情報

・公になっていないこと

・我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれのあること

② 別表では 4 分野 25 項目が示されている

・防衛	12
・外交	5
・特定有害活動の防止	4
・テロリズムの防止	4

③ テロリズムとは何か

政治上その他の主義主張に基づき国家もしくは他人にこれを強要し、または社会に不安もしくは恐怖を与える目的で人を殺傷しまたは重要な施設その他の物を破壊するための活動をすること。

④ 特定有害活動とは

外国の利益を図る目的で、我が国及び国民の安全を害しが害するおそれのあるもの。

その他の活動。

⑤ 取扱権者と適性評価

日本国憲法について

衆議院議員　横路　孝弘

1．日本国憲法

① 歴史のなかに存在していること

（カイロ、テヘラン、ヤルタ、サンフランシスコ、ポツダム）

↓

軍国主義の体制と決別し、平和な民主国家に生まれ変わること

↓

民主化、脱軍事化、脱植民地化

② 近代史における日本（攻められたことはない）

台湾出兵、日清戦争、日露戦争、第１次世界大戦、シベリア出兵、満州事変、支那事変、太平洋戦争

③ 戦争遂行するための国家体制はどうであったのか

- 基本的人権の抑圧（表現の自由、報道の自由）
- 治安維持法
- 国家総動員体制

　人、物、情報、お金のコントロール（徴用、物価統制令など）

- ワイマール憲法 48 条２項

　公共の安寧秩序に著しい障害が生じ、またはそのおそれがあるときは、大統領は、公共の安寧秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要な場合には、武装兵力を用いて介入することができる。

　この目的のために、大統領は、一時的に、第 114 条〔人身の自由〕、第 115 条〔住居の不可侵〕、第 117 条〔信書・郵便・電信電話の秘密〕、第 118 条〔意見表明等の自由〕、第 123 条〔集会の自由〕、第 124 条〔結社の自由〕および第 153 条〔所有権の保障〕に定められている基本権の全部または一部を停止することができる

④ 国家が第一、国民は第二

2．世界の憲法と日本の憲法

日本の憲法は、世界各地で勝ち取られていた人類の知恵のかたまり

イギリス	議会制民主主義
フランス	人権宣言
ドイツ	労働者の権利、生存権
アメリカ	法律による手続き（due process of law）
日本国	憲法９条

3．憲法９条の流れ

① 戦　争―国家主権

↓

戦争違法化への動きが生まれる。

第一次大戦のあと…アメリカ・戦争非合法（自衛戦争を含むあらゆる戦争）

欧　　州・集団的安全保障による戦争抑止

↓

国際連盟

↓

パリ不戦条約

↓

国連憲章

↓

日本国憲法９条

② マッカーサー・幣原喜重郎総理大臣（昭和 21 年１月 24 日）

マッカーサーアメリカ上院外交合同委員会証言（昭和 26 年５月５日）

↓

原爆の衝撃―戦争の放棄

③ 憲法９条の与えたメリット

- 戦後の繁栄…　民需による発展（電気、自動車など）
- 戦争に参加せず…　朝鮮戦争、ベトナム戦争
- 戒厳令と無縁な自由社会

④ 世界の平和戦略、核や通常兵器の軍縮

- 日本の戦略的優位性…　武器輸出や軍事介入のしない国

⑤ テロを封じ込めるために軍事力は有効なのか

- イラクの現実
- 国際的な協力の枠組み
- 国際刑事司法裁判所
- 貧困の解決

4．憲法改正の論点

○ 日本の憲法…　日本の骨格・かたち、国の目標・理念

○ 憲法改正しなければ出来ないこと

- 天皇元首制、大統領制、首相公選制、二院制の廃止、憲法裁判所の新設
- 集団的自衛権の行使、海外での武力行使
- 緊急事態宣言（戒厳令）
- 基本的人権の大幅な制限

5．憲法改正のねらい

① 憲法９条の改正

戦後憲法論争のなかで確立した原則…９条１項、２項を前提として確立

- 自衛権行使の３要件
- 海外派兵、集団的自衛権の不行使
- 攻撃的兵器を持たない…中長距離ミサイル、非核３原則、空母
- 武器禁輸
- 徴兵制度
- シビリアンコントロール
- 専守防衛

↓

これらの原則は憲法９条１項、２項、特に２項があっての原則

② 改正の要求

- アメリカ…日米同盟の障害、集団的自衛権の行使

↓

世界どこでも、いつでも自衛隊はアメリカと共に…「保安官の助手」論

- 経済界…軍事産業
- 改憲論の背景…戦後史を全面的にリセットして出直したい
  不況下の閉鎖感を打ち破りたい
  憲法さえ変えれば新しい日本
  再び、国家第一、国民第二
  米国のパートナーとなることで国際的地位を確立したい
  軍事的なプレゼンスで、国際的影響力を行使しよう

③ 日米防衛協力の強化

防衛計画の大綱

○ 目的　・わが国へ脅威が及ぶことを防止、排除すること
・国際的な安全保障環境を改善して、わが国へ脅威が及ばないようにすること

○ 何をするのか　・弾道ミサイルへの対応
・ゲリラや特殊部隊への対応
・島しょ部に対する対応
・周辺空海域の監視警戒体制の強化

(1) 北朝鮮と中国を上げて、これらへの対抗を明らかに
(2) テロに軍事力で対抗

米軍再編

(1) 日米同盟を世界規模の協力関係へ
(2) 米軍と自衛隊の協力体制、運用の一体化
(3) 司令部機能
陸軍…キャンプ座間へ陸軍第一軍団司令部
空軍…横田基地への統合（第５空軍とグアムの第13空軍司令部）

④ ９条がなくなったら
- 日米同盟の強化、軍隊の日米運用の一元化
- 軍事産業の振興、徴兵制度
- 国家の権力が強化され、国民の基本的人権が制約される
- 専守防衛から抑止力へ…相手に脅威を与える軍事力
  先制的攻撃論
  攻撃は最大の防衛なり
- 核武装論など…結局、戦後憲法論争の中で確立した原則がゼロになり、軍事論に立脚することになる

⑤ ナショナリズムは、どの民族にあっても悪いものではない
ただ浅はかなナショナリズムというのは、
- 老人の場合、一種の呆けである
- 壮年の場合は、自己についての自信のなさの一表現かもしれぬ
- 若者の場合は、単に無知のあらわれでしかない

―司馬遼太郎―

６．国連の平和構想
① 国連軍と軍縮…ゾーリン・マクロイ協定

② ＰＫＯと多国籍軍

７．憲法改正に共通している考え方
① 天皇元首

② ９条改正、集団的自衛権の行使

③ 国防の義務

④ 総理大臣の権限の強化
非常事態宣言と基本的人権の制約
|
アメリカ 9･11 以後の状況…愛国者法による基本的人権の大幅制限

８．憲法改正手続き
①憲法 96 条…各議員の総議員の３分の２以上の賛成
国会が発議
国民に提案してその承認
国民投票または国会の選挙の投票の際、その過半数の賛成

②自民党の手続き法…個別か一括か
マスコミ報道への制約
賛否の表明の仕方

「ポツダム」共同宣言（米、英、支三國宣言）

昭和20(1945)年7月26日　ポツダム(Potsdam, Germany)で署名
昭和20(1945)年8月14日　日本受諾

一　われら合衆国大統領、中華民国政府主席及びグレート・ブリテン国総理大臣は、われらの数億の国民を代表して協議の上、日本国に対して、今次の戦争を終結する機会を与えることで意見が一致した。

二　合衆国、英帝国及び中華民国の巨大な陸、海、空軍は、西方より自国の陸軍及び空軍による数倍の増強を受け、日本国に対し最後的打撃を加える態勢を整えた。この軍事力は、日本国が抵抗を終止するまで、日本国に対し戦争を遂行しているすべての連合国の決意により支持され、かつ鼓舞されているものである。

三　世界の奮起している自由な人民の力に対する、ドイツ国の無益かつ無意義な抵抗の結果は、日本国国民に対する先例を極めて明白に示すものである。現在、日本国に対し集結しつつある力は、抵抗するナチスに対して適用された場合において、全ドイツ国人民の土地、産業及び生活様式を必然的に荒廃に帰させる力に比べて、測り知れない程度に強大なものである。われらの決意に支持されたわれらの軍事力の最高度の使用は、日本国軍隊の不可避かつ完全な壊滅を意味し、また同様に、必然的に日本国本土の完全な破滅を意味する。

四　無分別な打算により日本帝国を滅亡の淵に陥れた、わがままな軍国主義的助言者により、日本国が引き続き統御されるか、又は理性の経路を日本国がふむべきかを、日本国が決定する時期は、到来した。

五　われらの条件は、以下のとおりである。
われらは、右の条件より離脱することはない。右に代わる条件は存在しない。われらは、遅延を認めない。

六　われらは、無責任な軍国主義が世界より駆逐されるまでは、平和、安全及に正義の新秩序が生じえないことを主張することによって、日本国国民を欺瞞し、これによって世界征服をしようとした過誤を犯した者の権力及び勢力は、永久に除去されなければならない。

七　このような新秩序が建設され、かつ日本国の戦争遂行能力が破砕されたという確証があるまでは、連合国の指定する日本国領域内の諸地点は、われらがここに指示する基本的目的の達成を確保するため、占領される。

八　カイロ宣言の条項は履行され、また、日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並びにわれらが決定する諸小島に局限される。

九　日本国軍隊は、完全に武装を解除された後、各自の家庭に復帰し、平和的かつ生産的な生活を営む機会を与えられる。

十　われらは、日本人を民族として奴隷化しようとし又は国民として滅亡させようとする意図を有するものではないが、われらの俘虜を虐待した者を含む一切の戦争犯罪人に対しては厳重な処罰を加える。日本国政府は、日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障害を除去しなければならない。言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は、確立されなければならない。

十一　日本国は、その経済を支持し、かつ公正な実物賠償の取立を可能にするような産業を維持することを許される。ただし、日本国が戦争のために再軍備をすることができるような産業は、この限りではない。この目的のため、原料の入手（その支配とはこれを区別する。）は許可される。日本国は、将来、世界貿易関係への参加を許される。

十二　前記の諸目的が達成され、かつ日本国国民が自由に表明する意思に従って平和的傾向を有し、かつ責任ある政府が樹立されたときには、連合国の占領軍は、直ちに日本国より撤収する。

十三　われらは、日本国政府が直ちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、かつこの行動における同政府の誠意について適当かつ充分な保障を提供することを同政府に対し要求する。これ以外の日本国の選択には、迅速かつ完全な壊滅があるだけである。

サンフランシスコ平和条約（日本国との平和条約）

サンフランシスコ
1951年9月8日

第四章　政治及び経済条項

第十一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所の代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

日本国憲法

昭和二十一年（一九四六年）十一月三日　公布
昭和二十二年（一九四七年）五月三日　施行

公布文

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼
外務大臣　吉田　茂
国務大臣　男爵　幣原喜重郎
司法大臣　木村篤太郎
内務大臣　大村　清一
文部大臣　田中耕太郎
農林大臣　和田博雄
国務大臣　斎藤　隆夫
逓信大臣　一松　定吉
商工大臣　星島　二郎
厚生大臣　河合　良成
国務大臣　上原　悦二郎
運輸大臣　平塚　常次郎
大蔵大臣　石橋　湛山
国務大臣　金森　徳次郎
国務大臣　膳　桂之助

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章　天皇

第一条【天皇の地位・国民主権】
天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条【皇位の継承】
皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条【天皇の国事行為と内閣の責任】
天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条【天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任】
天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条【摂政】
皇室典範の定めるところにより、摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条【天皇の任命権】
天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条【天皇の国事行為】
天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
一　憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
二　国会を召集すること。
三　衆議院を解散すること。
四　国会議員の総選挙の施行を公示すること。
五　国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
六　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
七　栄典を授与すること。
八　批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
九　外国の大使及び公使を接受すること。
十　儀式を行ふこと。

第八条【皇室の財産授受の制限】
皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章　戦争の放棄

第九条【戦争放棄、軍備及び交戦権の否認】
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章　国民の権利及び義務

第十条【日本国民の要件】
日本国民たる要件は、法律(国籍法)でこれを定める。

第十一条【基本的人権の享有と性質】
国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】
この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条【法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界】
すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第十五条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障】
公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条【請願権】
何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条【国及び公共団体の賠償責任】
何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律(国家賠償法)の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条【奴隷的拘束及び苦役からの自由】
何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条【思想及び良心の自由】
思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条【信教の自由、国の宗教活動の禁止】
信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】
集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条【居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由】
何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条【学問の自由】
学問の自由は、これを保障する。

第二十四条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】
婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第二十五条【生存権、国の生存権保障義務】
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】
すべて国民は、法律(教育基本法第三条第二項)の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】
すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律(労働基準法)でこれを定める。
③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条【労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】
勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条【財産権の保障】
財産権は、これを侵してはならない。
② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律(民法第一編)でこれを定める。
③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条【納税の義務】
国民は、法律(憲法第八十四条)の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条【法定手続の保障】
何人も、法律(刑事訴訟法等)の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条【裁判を受ける権利】
何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条【逮捕に対する保障】
何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条【抑留・拘禁に対する保障】
何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条【住居侵入・捜索・押収に対する保障】
何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
② 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条【拷問及び残虐な刑罰の禁止】
公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第三十七条【刑事被告人の諸権利】
すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条【不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力】
何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条【刑罰法規の不遡及、二重刑罰の禁止】
何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条【刑事保障】
何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律(刑事補償法)の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章　国会

第四十一条【国会の地位、立法権】
国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条【両院制】
国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第四十三条【両議院の組織】
両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
② 両議院の議員の定数は、法律(公職選挙法第四条)でこれを定める。

第四十四条【議員及び選挙人の資格】
両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律(公職選挙法第二章)でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第四十五条【衆議院議員の任期】
衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十六条【参議院議員の任期】
参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに、議員の半数を改選する。

第四十七条【選挙に関する事項の法定】
選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律(公職選挙法)でこれを定める。

第四十八条【両議院議員兼職禁止】
何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第四十九条【議員の歳費】
両議院の議員は、法律(国会法第三十五条)の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第五十条【議員の不逮捕特権】
両議院の議員は、法律(国会法第三十三条)の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五十一条【議員の発言・票決の無責任】
両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十二条【常会】
国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第五十三条【臨時会】
内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四条【衆議院の解散、特別会、参議院の緊急集会】
衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。
② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十五条【議員の資格争訟】
両議院は各〃その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十六条【定足数・票決】
両議院は、各〃その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
② 両議員の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五十七条【会議の公開、秘密会】
両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
② 両議院は、各〃その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第五十八条【役員の選任、議院規則、懲罰】
両議院は、各〃その議長その他の役員を選任する。
② 両議院は、各〃その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十九条【法律案の議決、衆議院の優越】
法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを妨げない。
④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第六十条【衆議院の予算先議と優越】
予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。
② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律(国会法第八十五条)の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十一条【条約の国会承認と衆議院の優越】
条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第六十二条【議院の国政調査権】
両議院は、各〃国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六十三条【国務大臣の議院出席】
内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十四条【弾劾裁判所】
国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
② 弾劾に関する事項は、法律(国会法第十六章)でこれを定める。

第五章　内閣

第六十五条【行政権と内閣】
行政権は、内閣に属する。

第六十六条【内閣の組織】
内閣は、法律(内閣法第二条)の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。
② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第六十七条【内閣総理大臣の指名、衆議院の優越】
内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律(国会法第八十六条)の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十八条【国務大臣の任免】
内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第六十九条【衆議院の内閣不信任】
内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十条【内閣総理大臣の欠缺(けんけつ)又は総選挙後の総辞職】
内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七十一条【総辞職後の内閣の職務】
前二条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第七十二条【内閣総理大臣の職務】
内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三条【内閣の事務】
内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。
一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
二 外交関係を処理すること。
三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
五 予算を作成して国会に提出すること。
六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十四条【法律・政令の署名・連署】
法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七十五条【国務大臣の訴追】
国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は害されない。

第六章 司法

第七十六条【司法権、裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立】
すべて司法権は、最高裁判所及び法律(裁判所法)の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十七条【裁判所の規則制定権】
最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十八条【裁判官の身分保障】
裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七十九条【最高裁判所の構成、最高裁判所の裁判官】
最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。
② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
④ 審査に関する事項は、法律(最高裁判所裁判官国民審査法)でこれを定める。
⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律(裁判所法第五十条)の定める年齢に達したときに退官する。
⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条【下級裁判所の裁判官】
下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律(裁判所法第五十条)の定める年齢に達した時には退官する。
② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十一条【法令などの合憲性審査権】
最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八十二条【裁判の公開】
裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。
② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第八十三条【財政処理の権限】
国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四条【課税の要件】
あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条【国費支出と国の債務負担】
国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八十六条【予算の作成と国会の議決】
内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七条【予備費】
予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を経なければならない。

第八十八条【皇室財産・皇室費用】
すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して、国会の議決を経なければならない。

第八十九条【公の財産の支出利用の制限】
公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十条【決算・会計検査院】
国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
② 会計検査院の組織及び権限は、法律で会計検査院法でこれを定める。

第九十一条【財政状況の報告】
内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章　地方自治

第九十二条【地方自治の基本原則】
地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律(地方自治法)でこれを定める。

第九十三条【地方公共団体の議会】
地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接にこれを選挙する。

第九十四条【地方公共団体の権能】
地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条【特別法の住民投票】
一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票において、その過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九章　改正

第九十六条【憲法改正の手続】
この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章　最高法規

第九十七条【基本的人権の本質】
この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条【憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守】
この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条【憲法尊重擁護の義務】
天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章　補則

第百条【施行期日】
この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。
② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

第百一条【国会に関する経過規定】
この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第百二条【第一期参議院議員の任期】
この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第百三条【公務員に関する経過規定】
この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

国際連合憲章（抄）

署　名　1945年6月26日（サンフランシスコ）
効力発生　1945年10月24日
日本国　1956年12月18日加入

第1章　目的及び原則

第1条【目的】国際連合の目的は、次のとおりである。
1　国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧のため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整または解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。

第2条【原則】この機構及びその加盟国は、第1条に掲げる目的を達成するに当っては、次の原則に従って行動しなければならない。
1　この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。
2　すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために、この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。
3　すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。
4　すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。
5　すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない。

第6章　紛争の平和的解決

第33条【平和的解決の義務】
1　いかなる紛争でも継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。
2　安全保障理事会は、必要と認めるときは、当事者に対して、その紛争を前記の手段によって解決するように要請する。

第7章　平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

第39条【安全保障理事会の一般的機能】
安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第40条【暫定措置】
事態の悪化を防ぐため、第39条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当時者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

第41条【非軍事的措置】
安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第42条【軍事的措置】
安全保障理事会は、第41条に定める措置では不充分であろうと認め、又は不充分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

第43条【特別協定】
1　国際の平和及び安全の維持に貢献するため、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基き且つ1又は2以上の特別協定に従って、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利が含まれる。
2　前記の協定は、兵力の数及び種類、その出動準備程度及び一般的配置並びに提供されるべき便益及び援助の性質を規定する。
3　前記の協定は、安全保障理事会の発議によって、なるべくすみやかに交渉する。この協定は、安全保障理事会と加盟国との間又は安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によって各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。

第44条【非理事国の参加】
安全保障理事会は、兵力を用いることに決定したときは、理事会に代表されていない加盟国に対して第43条に基いて負った義務の履行として兵力を提供するように要請する前に、その加盟国が希望すれば、その加盟国の兵力中の割当部隊の使用に関する安全保障理事会の決定に参加するようにその加盟国を勧誘しなければならない。

第45条【空軍割当部隊】
国際連合が緊急の軍事措置をとることができるようにするために、加盟国は、合同の国際的強制行動のため国内空軍割当部隊を直

ちに利用に供することができるように保持しなければならない。これらの割当部隊の数量及び出動準備程度並びにその合同行動の計画は、第43条に掲げる1又は2以上の特別協定の定める範囲内で、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が決定する。

第46条【兵力の使用計画】

兵力使用の計画は、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が作成する。

第47条【軍事参謀委員会】

1　国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の軍事的要求、理事会の自由に任された兵力の使用及び指揮、軍備規制並びに可能な軍備縮小に関するすべての問題について理事会に助言及び援助を与えるために、軍事参謀委員会を設ける。

2　軍事参謀委員会は、安全保障理事会の常任理事国の参謀総長又はその代表者で構成する。この委員会に常任委員として代表されていない国際連合加盟国は、委員会の責任の有効な遂行のため委員会の事業へのその国の参加が必要であるときは、委員会によってこれと提携するように勧誘されなければならない。

3　軍事参謀委員会は、安全保障理事会の下で、理事会の自由に任された兵力の戦略的指導について責任を負う。この兵力の指揮に関する問題は、後に解決する。

4　軍事参謀委員会は、安全保障理事会の許可を得て、且つ、適当な地域的機関と協議した後に、地域的小委員会を設けることができる。

第48条【決定の履行】

1　国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の決定を履行するのに必要な行動は、安全保障理事会が定めるところに従って国際連合加盟国の全部または一部によってとられる。

2　前記の決定は、国際連合加盟国によって直接に、また、国際連合加盟国が参加している適当な国際機関におけるこの加盟国の行動によって履行される。

第49条【相互的援助】

国際連合加盟国は、安全保障理事会が決定した措置を履行するに当って、共同して相互援助を与えなければならない。

第50条【経済的困難についての協議】

安全保障理事会がある国に対して防止措置又は強制措置をとったときは、他の国でこの措置の履行から生ずる特別の経済問題に自国が当面したと認めるものは、国際連合加盟国であるかどうかを問わず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する。

第51条【自衛権】

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く機能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

第8章　地域的取極

第52条【地域的取極、地方的紛争の解決】

1　この憲章のいかなる規定も、国際の平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適当なものを処理するための地域的取極又は地域的機関が存在することを妨げるものではない。但し、この取極又は機関及びその行動が国際連合の目的及び原則と一致することを条件とする。

2　前記の取極を締結し、又は前記の機関を組織する国際連合加盟国は、地方的紛争を安全保障理事会に付託する前に、この地域的取極または地域的機関によってこの紛争を平和的に解決するようにあらゆる努力をしなければならない。

3　安全保障理事会は、関係国の発意に基くものであるか安全保障理事会からの付託によるものであるかを問わず、前記の地域的取極又は地域的機関による地方的紛争の平和的解決の発達を奨励しなければならない。

4　本条は、第34条及び第35条の適用をなんら害するものではない。

第53条【強制行動】

1　安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適当な場合には、前記の地域的取極または地域的機関を利用する。但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関によってとられてはならない。もっとも、本条2に定める敵国のいずれかに対する措置で、第107条に従って規定されるもの又はこの敵国における侵略政策の再現に備える地域的取極において規定されるものは、関係政府の要請に基いてこの機構がこの敵国による新たな侵略を防止する責任を負うときまで例外とする。

日本国憲法制定の経過

① 憲法は、国の最高法規であり国家が遵守すべき基本法です。
憲法は、人間の自由や権利をあらゆる国家権力から不可侵なものとして保障するものであり、いわば国家をしばるルールなのです。
「国民が憲法を守る」のではなく、「憲法が国民を守る」ものなのです。
従って憲法を尊重し擁護する義務は、国家権力を遂行する公務員すべてが負っているのです。

② 戦前、戦争を遂行するために軍部が国家権力を握り、国民の基本的人権は侵害され、国家総動員体制の下、侵略戦争へと突入し 313 万人の日本国民、2000 万以上のアジアの人々が犠牲になった。

③ 軍国の母
イ. 心置きなく国のため　名誉の戦死頼むぞと　涙もみせずはげまして　我が子を送る朝の駅
ロ. 散れよ若木の桜花　男子と生まれ戦場に　銃剣とるのも国のため　日本男子の本懐ぞ
ハ. 生きて帰ると思うなよ　白木の箱が届いたら　でかしたせがれあっぱれと　母はお前をほめてやる

④ 戦争の反省の下に新しい憲法制定の動きは、民間の人々や各政党など国内で議論が盛んになっていった。

1945. 10. 9	幣原喜重郎総理大臣に就任
1945. 10. 13	政府、憲法問題調査会（松本烝治）
1945. 10. 29	憲法研究会　高野岩三郎、鈴木安蔵、森戸辰男
1945. 12. 26	憲法研究会「憲法草案要綱」発表
1946. 1. 24	マッカーサー・幣原会談
1946. 2. 3	マッカサーノート
1946. 2. 8	松本試案（明治憲法とかわらず）
1946. 2. 9	ＧＨＱ草案
1946. 3. 6	憲法草案

⑤ その結果、明治憲法とは大きく変わった新憲法が制定された。その特徴は戦前の反省に基づいて、同じ誤りをおかさないようにということにある。

憲法１条	天皇元首から象徴天皇制
２条	戦争放棄
第３章	国民の基本的人権（10 条～ 40 条）
２４条	女性の参政権
６６条	内閣からの軍人の排除
７６条	軍事法廷の禁止

憲法草案要綱

憲法研究会は、1945（昭和20）年10月29日、日本文化人連盟創立準備会の折に、高野岩三郎の提案により、民間での憲法制定の準備・研究を目的として結成された。事務局を憲法史研究者の鈴木安蔵が担当し、他に杉森孝次郎、森戸辰男、岩淵辰雄等が参加した。研究会内での討議をもとに、鈴木が第一案から第三案（最終案）を作成して、12月26日に「憲法草案要綱」として、同会から内閣へ届け、記者団に発表した。また、ＧＨＱには英語の話せる杉森が持参した。同要綱の冒頭の根本原則では、「統治権ハ国民ヨリ発ス」として天皇の統治権を否定、国民主権の原則を採用する一方、天皇は「国家的儀礼ヲ司ル」として天皇制の存続を認めた。また人権規定においては、留保が付されることはなく、具体的な社会権、生存権が規定されている。

なお、この要綱には、ＧＨＱが強い関心を示し、通訳・翻訳部（ＡＴＩＳ）がこれを翻訳するとともに、民政局のラウエル中佐から参謀長あてに、その内容につき詳細な検討を加えた文書が提出されている。また、政治顧問部のアチソンから国務長官へも報告されている。

憲法研究会案

高野岩三郎、馬場恒吾、杉森孝次郎、森戸辰男、岩淵辰雄、室伏高信、鈴木安蔵

根本原則（統治権）

一、日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス
一、天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス
一、天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル
一、天皇ノ即位ハ議会ノ承認ヲ経ルモノトス
一、摂政ヲ置クハ議会ノ議決ニヨル

国民権利義務

一、国民ハ法律ノ前ニ平等ニシテ出生又ハ身分ニ基ク一切ノ差別ハ之ヲ廃止ス
一、爵位勲章其ノ他ノ栄典ハ総テ廃止ス
一、国民ノ言論学術芸術宗教ノ自由ニ妨ケル如何ナル法令ヲモ発布スルヲ得ス
一、国民ハ拷問ヲ加ヘラルルコトナシ
一、国民ハ国民請願国民発案及国民表決ノ権利ヲ有ス
一、国民ハ労働ノ義務ヲ有ス
一、国民ハ労働ニ従事シ其ノ労働ニ対シテ報酬ヲ受クルノ権利ヲ有ス
一、国民ハ老年疾病其ノ他ノ事情ニヨリ労働不能ニ陥リタル場合生活ヲ保証サル権利ヲ有ス
一、民族人種ニヨル差別ヲ禁ス
一、国民ハ民主主義並平和思想ニ基ク人格完成社会道徳確立諸民族トノ協同ニ努ムルノ義務ヲ有ス

（以下略）

不戦条約

（戦争抛棄ニ關スル条約）

署　名　一九二八年八月二十七日（パリ）
効力発生　一九二九年七月二十四日
日本国　一九二九年七月二十四日（同年六月二日批准、七月二十四日批准書寄託、七月二十五日公布・条約第一号）
当事国　六十

独逸國大統領、亜米利加合衆國大統領、白耳義國皇帝陛下、仏蘭西共和國大統領、「グレート、ブリテン」「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、波蘭共和國大統領、「チェッコスロヴァキア」共和國大統領ハ、

人類ノ福祉ヲ増進スベキ其ノ厳粛ナル責務ヲ深ク感銘シ、

其ノ人民間ニ現存スル平和及友好ノ關係ヲ永久ナラシメンガ爲、國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ率直ニ抛棄スベキ時期ノ到来セルコトヲ確信シ、

其ノ相互關係ニ於ケル一切ノ変更ハ、平和的手段ニ依リテノミ之ヲ求ムベク、又平和的ニシテ秩序アル手續ノ結果タルベキコト、及今後戦争ニ訴ヘテ國家ノ利益ヲ増進セントスル署名國ハ、本条約ノ供与スル利益ヲ拒否セラルベキモノナルコトヲ確信シ、

其ノ範例ニ倣サレ世界ノ他ノ一切ノ國ガ此ノ人道的努力ニ参加シ且本条約ノ実施後速ニ加入スルコトニ依リテ其ノ人民ヲシテ本条約ノ規定スル恩澤ニ浴セシメ、以テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ノ共同抛棄ニ世界ノ文明諸國ヲ結合センコトヲ希望シ、

茲ニ条約ヲ締結スルコトニ決シ之ガ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ。

（全權委員省略）

因テ各全權委員ハ、互イニ其ノ全權委任状ヲ示シ、之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後、左ノ諸条ヲ協定セリ。

第一条【戦争放棄】

締約國ハ、國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ、且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳粛ニ宣言ス。

第二条【紛争の平和的解決】

締約國ハ、相互間ニ起コルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ、其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ、平和的手段ニ依ルノ外之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス。

第三条【批准、加入】

本条約ハ、前文ニ掲ゲラルル締約國ニ依リ各自ノ憲法上ノ用件ニ従ヒ批准セラルベク、且各國ノ批准書ガ總テ「ワシントン」ニ於テ寄託セラレタル後直ニ締約國間ニ実施セラルベシ。

本条約ハ、前項ニ定ムル所ニ依リ実施セラルトキハ、世界ノ他ノ一切ノ國ノ加入ノ爲必要ナル問開キ置カルベシ。一國ノ加入ヲ證スル各文書ハ、「ワシントン」ニ於テ寄託セラルベク、本条約ハ、右寄託ノ時ヨリ直ニ該加入國ト本条約ノ他ノ當事國トノ間ニ実施セラルベシ。

亜米利加合衆國政府ハ、前文ニ掲ゲラルル各國政府及ビ爾後本条約ニ加入スル各國政府ニ対シ、本条約及一切ノ批准書又ハ加入書ノ認證謄本ヲ交付スルノ義務ヲ有ス。亜米利加合衆國政府ハ、各批准書又ハ加入書ガ同國政府ニ寄託アリタルトキハ、直ニ右諸國政府ニ電報ヲ以テ通告スルノ義務ヲ有ス。

右証拠トシテ、各全權委員ハ、仏蘭西語及英吉利語ヲ以テ作成セラレ両本文共ニ同等ノ効力ヲ有スル本条約ニ署名調印セリ。

一九二八年八月二十七日巴里ニ於テ作成ス。

（全權委員署名省略）

日本国政府宣言書（昭和四年六月二十七日）

帝國政府ハ、一九二八年八月二十七日巴里ニ於テ署名セラレタル戦争抛棄ニ關スル条約第一条中ノ「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於イテ」ナル字句ハ、帝國憲法ノ条章ヨリ観テ、日本國ニ限リ適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス。

1951年5月5日米国国会上院軍事・外交合同委員会におけるマッカーサー元帥の証言

戦争廃止こそ最終の解決策

（米国国会上院軍事・外交合同委員会におけるマッカーサー元帥の証言）

「マッカーサー元帥」上院議員、それについては、わたくしは昨日詳しく御説明申し上げたつもりです。

それは、戦争を廃止することであります。

言うまでもなく、それをなしとげるには数十年を要します。しかし、これは、すぐに着手しなければなりません。それに代わるような中途半端な方法はないのであります。あなたは原子戦争の専門家であられますから、なに人にもまして、このことをよく御存知のはずであります。

「マクマホン上院議員」元帥、わたくしは、国会議員であるにとどまり、あまり専門家ではありません。

「マッカーサー元帥」われわれは、少しでも早くその基本的問題と取り組むべきであります。これらの種々の問題は、この基本的な問題から派生して来るのでありますから、かゝる派生的な問題を解決するよりも基本的な問題を解決する方が困難さは少いのであります。これは、ぜひなさなければならないと信じます。

日本において行われたことは、その立派な証拠であります。

諸君は、広島と長崎について論ぜられました。

日本の戦争廃止

それで、日本国民は、世界中の他のいかなる国民にもまして、原子戦争がどんなものであるかを理解しております。かれらにとつては、それは理論上のものではありませんでした。かれらは、現実に死者の数を数え、死者を葬つたのであります。

かれらは、かれら自身の発意で、戦争を禁止する旨の規定を憲法に書き込んだのであります。

日本の内閣総理大臣幣原氏ーこの人は大へん賢明な老人でありましたが、最近亡くなられましたーこの幣原氏がわたくしのところへやつて来てこう申しました。

「これはわたくしが長い間考え、信じてきたことですが、この問題を解決する道は唯一つ、戦争をなくすことです。」

かれはまた言いました。「軍人であるあなたにわたくしがこういうことを申し上げてもとうていとり上げていただくわけにはまいらないことはわたくしも十分に分つておりますので、はなはだ申し上げにくい次第ですが、とにかく、わたくしは、現在われわれが起草している憲法の中にこのような規定を入れるように努力したいのです。」

わたくしは、これを聞いて思わず立ち上り、この老人と握手しながら、これこそ最大の建設的な歩みの一つであると思うと言わないではいられなかつたのであります。

さらにわたくしはそのとき申しました。あるいは世の人々はあなたをあざけるであろう。ー諸君の御承知のように現在は暴露の時代であり、皮肉の時代であります。ー世人はそれを受け入れないであろう。それはあざけりの種になろうー本当にそうなつたのでありますがーそれを貫き通すには強い道徳的勇気を要するであろう、そして最後にはその線を保持することができないかも知れないというようなことを申

したのであります。しかしながら、わたくしは、この老人を激励いたしました。そして、かれらは、あの規定を書き込むことになつたのであります。

あの憲法の中に、日本国民の一般的感情に訴える規定があつたとすれば、それは他ならぬあの規定でありました。日本人は、数世紀にもわたつて戦争を遂行し、これに成功して来た武人的民族でありました。しかしながら、爆弾によつて、かれらは偉大な概念、損失の大きさ、偉大な教訓を教えられ、それを理解して現実に生かそうとしたのであります。

ニューヨーク州、ニューヨーク市７

チャーチ街90番地、1303室

1958年12月15日

親愛なる高柳博士

12月10日付貴信を受けとり、とりあえず次の御質問にお答えいたします。

「幣原首相は、新憲法を起草するときに戦争および武力の保持を禁止する条項を入れるように提案しましたか。それとも、首相は、このような考え方を単に日本の将来の政策の問題として提示し、貴下がこの考えを新憲法に入れるよう日本政府に勧告したのですか。」

戦争を禁止する条項を憲法に入れるようにという提案は、幣原首相が行つたのです。首相は、わたくしの職業軍人としての経歴を考えると、このような条項を憲法に入れることに対してわたくしがどんな態度をとるか不安であつたので、憲法に関しておそるおそるわたくしに会見の申込をしたと言つておられました。わたくしは、首相の提案に驚きましたが、首相もわたくしも心から賛成であると言うと、首相は、明らかに安どの表情を示され、わたくしを感動させました。

クリスマスをお祝いしつつ

拝　具

ダグラス・マッカーサー

ハワイ、ホノルル

ヌーアヌ通り１７４２番地

日本総領事館気付

憲法調査会

会長　高柳賢三　殿

芦田均委員長の憲法改正案委員会報告

昭和二十一年八月二十四日（土曜日）に開かれた第九十回帝国議会衆議院本会議（午前十時五十分開議、午後六時三十四分散会）において、芦田均委員長から「憲法改正案委員会の論議の経過と結果の報告」が行われた。

この報告のうち、冒頭の挨拶および「第二章　戦争の放棄」に関する部分を紹介する。

芦田　均　委員長　「最も熱心な論議が展開された第九条問題」

本日はいとも厳粛なる本会議の議場において、憲法改正案委員会の議事の経過並びに結果をご報告し得ることは、深く私の光栄とする所であります。

本委員会は六月二十九日より改正案の審議に入りまして、前後二十一回の会合を開きました。七月二十三日（第二十回委員会）質疑を終了して懇談会に入り、小委員会を開くこと十三回、案文の修正案を得て、八月二十一日（第二十一回委員会）これを委員会に報告し、委員会は多数を以ってこれを可決致しました。その間における質疑応答の概要並びに修正案文に付いて説明致します。

勅命（ちょくめい＝天皇の命令）を奉じて政府より提案せられました憲法改正案は六百五十字に余る前文と、百ヶ条（原案は第百条まで）に上る規定とをそなえた画期的な大法典でありまして、その中に包含する新しき理想と、時代精神に生きんとする民主国家の構想とを以って、未曾有の敗戦の後を承けた我等の祖国を焦土の中から建て直し、国際場裡に名実ともに具（そな）うる独立国たらしめんとする企図を以って起案せられたものであります。これを現行憲法と比較して最も顕著に目につく点は、今回の改正案が明らかに二つの面を持つということであります。

即ち一は、我が国の国家機構から一切の封建的残滓（ざんし＝のこりかす）を取り除いて、真に民主的な国会制度、内閣制度、司法制度を確立せんとする現実的、構成法的の部門であります。

その二は、国内において基本的人権を尊重し、諸外国との間に平和的協力を成立させ、国際社会に伍して名誉ある地位を占めようとする意思表示であって、将来の国際的生活に対する理想主義的な分子を含む面であります。しかも改正憲法の前文において、我が国の主権が国民に存することを明白にしたことは、各種各様の波紋を与えまして、憲法改正に関する論議の中心となったことは諸君のご承知の通りであります。したがって、本委員会において多数の委員から発せられました質問は、この憲法改正案が我が国体を変革するものなりや否やという点でありました。（このあと「第一章天皇」に関する論議の報告が続くが、省略）

「第二章　戦争の放棄」に付いて説明致します。改正案第二章において戦争の否認を声明したことは、我が国再建の門出において、我が国民が平和に対する熱望を大胆率直に表明したものでありまして、憲法改正のご詔勅は、この点に付いて、日本国民が正義の自覚に依り平和の生活を享有することを希求し、進んで戦争を放棄して、誼（よしみ）を萬邦に修むる決意である旨を、宣明せられております。

憲法草案は、戦争否認の具体的な裏付けとして、陸海軍その他の戦力の保持を許さず、国の交戦権

は認めないと規定して居ります。もっとも、侵略戦争を否認する思想を憲法に法制化した前例は、絶無ではありませぬ。

例えば、一七九一年の「フランス」憲法、一八九一年の「ブラジル」憲法の如きであります。しかし、我が新憲法の如く、全面的に軍備を撤去し、すべての戦争を否認することを規定した憲法は、恐らく、世界においてこれを嚆矢（こうし＝かぶらや、物事の最初）とするでありましょう（拍手）。

近代科学が原子爆弾を生んだ結果、将来万一にも大国の間に戦争が開かれた場合には、人類の受ける惨禍は、測り知るべからざるものがあることは、何人も一致するところでありましょう。我らが進んで戦争の否認を提唱するのは、ひとり過去の戦禍に依って戦争の忌むべきことを痛感したという理由ばかりではなく、世界を文明の壊滅から救わんとする理想に発足することは、言うまでもありません。

委員会においては、この問題をめぐって最も熱心な論議が展開されました。委員会の関心の中心点は、第九条の規定に依り、我が国は自衛権をも放棄する結果になるかどうか、自衛権は放棄しないとしても、軍備を持たない日本国は、何か国際的保障でも取り付けなければ、自己防衛の方法を有しないではないかという問題、並びに我が国としては単に日本が戦争を否認するという一方的行為のみでなく、進んで世界に呼びかけて、永久平和の樹立に努力すべきであるとの点でありました。

政府の見解は、第九条の一項が自衛のための戦争を否認するものではないけれども、第二項に依ってその場合の交戦権も否定せられて居るというのであります。これに対し委員の一人は、国際連合憲章第五十一条には、明らかに自衛権を認めており、かつ日本が国際連合に加入する場合を想像するならば、国際連合憲章には、世界の平和を脅威する如き侵略の行われたる時には、安全保障理事会はその兵力を以って被侵略国を防衛する義務を負うのであるから、今後における我が国の防衛は、国際連合に参加することに依って、全うせられるのではないかとの質問がありました。政府はこれに対して、大体同見である旨の回答を与えました。

更に、第九条に依って我が国が戦争の否認を宣言しても、他国がこれに賛同しない限り、その実効は保障されないのではないかとの質問に対して、政府は次の如き所見を明らかに致しました。即ち、第九条の規定は、我が国が好戦国であるとの世界の疑惑を除く消極的な効果と、国際連合自身も理想として掲げているところの、戦争は国際平和団体に対する犯罪であるとの精神を、我が国が率先して実現するという積極的効果があり、現在の我が国は未だ十分な発言権を持って、この後の理想を主張し得る段階には達していないけれども、必ずや何時の日にか世界の支持を受けるであろうという答弁でありました。

委員会においては、更に一歩を進めて、単に我が国が戦争を否認するという一方的行為のみを以っては、地球表面より戦争を絶滅することが出来ない、今日成立して居る国際連合でさえも、その組織は戦勝国の平和維持に偏重した機構であって、いまなお、敵味方の観念に支配されて居る状況であるから、我が国としては、更に進んで、四海同胞の思想に依る普遍的国際連合の建設に邁進すべきであるとの意見が表示せられ、この点に関する政府の努力に付いて注意を喚起したのでありました。

憲法改正論はどんなことを主張しているか

① 新しい時代の新しい権利を制定しよう

自民党はプライバシーの権利、知る権利、障害者の権利、環境権、被害者の権利をあげています。

しかし、プライバシーの権利や知る権利はすでに判例で認められていますし、障害者の権利は当然のことです。その他の権利も法律でどのようにでも制定できます。憲法の改正は必要ありません。

② 60年間一度も改正していないから変えよう

大統領の任期を憲法で規定している国は、任期をかえるとき（例えば7年を5年に）憲法を変えなくてはなりません。つまり細かく規定している憲法は、何度も改正していますし改正手続も簡単なのです。

日本の憲法は、国民の基本的人権、国のかたち、国の目標など基本となることを規定している憲法です。それだけに法律で幅広くカバーできるようになっています。

③ 現実とのギャップをなくすべき、特に自衛隊はきちんと認めるべき

憲法を現実にあわせるのであれば、憲法はいらなくなるのです。
ギャップがあれば現実を憲法（国の目標である）へ近づける努力をすべき。

自衛隊はすでに認められた存在です。あらためて認めるということは、憲法9条2項の削除とあいまって、海外での自衛隊の行動が自由になり、しかも米軍とどこでも共に軍事力行使ができるようになるのです。

④ 改憲しないと、北朝鮮がせめてきたときに抵抗できない

まだこんな議論をされる人がおられますか。北朝鮮に攻める能力と国力があるのか。日本の自衛隊とは月とスッポンの違いです。また、攻める理由など何もありません。

自衛隊は4兆8000億円（世界6位）の予算をもち、近代兵器で装備された軍隊です。

⑤ 湾岸戦争に参加しなかったことで国際社会の笑いものになった。従って海外で武力行使できるようにすべきだ

アメリカがアメリカの戦略に日本の自衛隊の参加を求めているだけで、世界が日本に軍事力の貢献を求めているわけではない。

日本は、草の根無償援助、人間の安全保障などの支援で世界の国々に喜ばれている。地球温暖化が進むなか、日本の公害防止、環境保全の技術など国際貢献のできる分野は沢山あります。

⑥ 現行憲法はＧＨＱの押しつけた憲法だ

占領下での制定作業でしたし、ポツダム宣言を受諾しての敗戦でしたから、ＧＨＱの影響は大きかったけれども、日本人もさまざまな研究会からの提案や国会における議論など多いに参加して作りあげたものであることは明らか。（参照・資料）当時、改正にあたった政治家などの情熱が盛りこまれている。

⑦ 憲法を国家統治の手段として明確にすべき

憲法は国家をしばるルールなのだが、逆に国民を支配し統治する道具として憲法にしようとする意見。

正義や真理を所与のものとして国民に教え、ときには押しつける国家社会になってしまう。

⑧ 個を強調するあまり利己主義を広め、公共心を失わせてしまった

すべての国民は個人として尊重される。ひとり一人の個人を尊重するという原則は侵してはならない。

国家や民族の名の下に個人が否定されたナチズムやスターリニズムの悪夢はその極限である。日本も戦前、滅私奉公、忠君愛国などが主張され、個人の基本的人権は尊重されなかった。

日本でも灯火管制の下、切り忘れたラジオの赤いランプを隣組がみつけ、密告した時代もあった。

集団的自衛権について

Ⅰ　集団的安全保障と集団的自衛権について

第一次世界大戦は軍人による戦争から、国民をまきこんだ国民戦争に拡大し被害も大きかった。そこで戦争を違法なものとしてあらゆる戦争を禁止しようとする動きと、国際的な平和協力体制を作ることで戦争を抑制しようとする動きができてきたのです。

戦争の違法化の歴史的経過を見ると国際紛争解決のための戦争や国家の政策の手段としての戦争。例えば資源を確保するとか、領土を拡大するという戦争は、不戦条約(1928年)によって違法化されるに至った。

そして国際連合憲章(1945年)は、さらに広く武力行使を禁止する一方(国連憲章第２条４項)、違法な武力行使に対する制裁を行う集団的安全保障体制を構築した。そして国連憲章第７章は、その制裁の手続き、手段について規定している。

こうして戦争が違法化されるなかで自衛権は、違法な武力行使を受けた国が、国連の集団的安全保障が機能するまでの間(安全保障理事会が、必要な措置をとるまでの間)対抗措置として取りうる権利として認められている。

国連憲章の第51条がその権利を個別的又は集団的自衛の権利を有すると規定している。

従って集団的安全保障は、すべての関係国が参加する集団において相互に戦争その他武力行使を禁止する取極めを締結し、紛争の平和的解決を義務づけ取極めに違反した国に対しては集団的な制裁を行う仕組みであり、多数の国がその相互内において共同として全体としての安全を保障することを本質としているのに対し、個別的安全保障は個々の国家あるいは一定数の国家が共同して他の国家あるいは国家集団に対して自己の安全を保障することを本質とするものであって、個別的、集団的自衛権はこの個別的安全保障として理解される。

Ⅱ　集団的自衛権とは何か

集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止すること」であると解釈は確定しています。

1972.10.14 の政府見解は次のように、集団的自衛権の行使は憲法上認められないことを明らかにしています。

第 9 条について「いわゆる戦争を放棄し戦力の保持を禁止しているが、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。」と個別的自衛権の行使を認めている。

「だからといって平和主義をその基本原則とする憲法が、自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それはあくまで他国の武力攻撃によって国民の生命自由及び幸福追求の権利が根底からくるがえされるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置としてはじめて容認されるものである。」

個別的自衛権の行使であっても制約が課せられる。

「そうすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されない。」

なお 2003.11 小泉政権の下でミサイル防衛システムで他国のミサイルに対して「専守防衛に徹し、第三国の防衛のために用いられることはない」と明確にしている。

また、国連憲章 51 条で個別的集団的自衛権の行使が認められているが、政府解釈は「我が国は憲法 9 条で個別的自衛権を保有しているが、集団的自衛権は自衛権行使の三原則に反し行使できない」としている。

安倍総理はかつて次のような質問（2004.1.26 衆予）や論文で集団的自衛権について行使しうると主張してきた。

① 権利を有していれば行使できると考える国際社会の通念のなかで権利はあるが行使できないとする論理が通用するのか

② 内閣法制局は集団的自衛権も必要最小限度をこえるといっているわけです。それは量的制限なわけで絶対的不可ではない。少しの隙間があるという議論もある。であるならば必要最小限度の行使があるのかということについては議論の余地がある。

これに対して、権利を保持しているということが直ちに権利を行使するということにはならないことは、国際法上の常識です。

自分が本来もっている権利を自国の憲法の判断によって放棄するということは十分ありうることであって、国際法上持っている権利を日本が憲法上それを制約するということは法的に全く問題はなく、これを矛盾ということの意味がわからない。

また日本には自衛権行使の三要件があり、

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと
- これを排除するのに他に適当な手段のないこと
- 実力行使は必要最低限度にとどめるべきこと

集団的自衛権の行使は、この第１要件、「我が国に対する武力行使が発生したこと」を満たしていないのであって、数量的な概念として申し上げているものではありません。（安倍質問への答弁）

Ⅲ　実際の国際関係における集団的自衛権

実際の条約は、ＮＡＴＯやワルシャワ条約機構、米比、米韓、ＡＮＺＵＳ条約などがあり、例えば米比相互防衛条約では、次のような条約の規定になっている。

第４条で「各締約国は、太平洋地域におけるいずれか一方の締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」とし。

そして、第５条で「第４条の規定の適用上、いずれか一方の締約国に対する武力攻撃は、いずれか一方の締約国の本国領域又は太平洋地域にある同国の管轄下にある島又は太平洋地域に置ける同国の軍隊、公船若しくは航空機に対する武力攻撃を含むものとみなされる」となっている。

つまり集団的自衛権は、自国と密接な関係にある他国が武力攻撃を受けた場合、被攻撃国を援助し共同して防衛に当たる権利であるとされている。

ところで集団的自衛権を援用したケースは次のようなケースがある。

ハンガリー動乱（1956年　ソ連）
レバノンへの派兵（1958年　アメリカ）
ヨルダンへの派兵（1958年　イギリス）
チェコスロバキア「プラハの春」（1968年　ソ連）
ドミニカへの軍事介入（1965年　アメリカ）
ベトナム戦争（1965年　アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド等）
アフガニスタンへの軍事介入（1979年　ソ連）
チャドへの派兵（1983年　フランス）
ニカラグアへの軍事介入（1985年　アメリカ）

これらのケースを見ると、ハンガリー動乱の場合1956年反ソ運動のおこったハンガリーへの武力干渉に対し、ソ連は国連においてハンガリー政府(カダル第一書記)の要請に基づき、集団的自衛権を行使したと説明したが、しかし実際に

はハンガリー政府(ナジ首相)はソ連からの防衛を国連に要請していたというのが実態であるし、ベトナム戦争の際、トンキン湾事件(1964 年８月)のときアメリカ連邦議会はＳＥＡＴＯ(東南アジア諸国防衛条約)に基づく条約に従って、当事国を援助するため武力行使を含めた手段をとるように決議し、アメリカ国防省は北ベトナムに対して軍事行動をとったことについては、集団的自衛権の行使であり空爆は北ベトナムの侵略を阻止するために必要だと説明したケースなどがある。(あとでトンキン湾事件はアメリカの謀略であったことが判明)

また、1979 年 12 月アフガニスタンに侵攻したソ連は国連安保理事会で国連憲章 51 条の二国間友好条約に基づく行動であると説明している。こうした過去のケースはアメリカやソ連という大国の都合や利益で行動しているケースが多く、いずれも外国からの攻撃に対して、その国を支援するという形ではなく、支援国の中の内乱・内戦や反政府活動に対する抑止・抑圧という形をとっていることに注目すべきである。

Ⅳ　日本の課題

いずれにしろ今日本が集団的自衛権を行使できるようにするとすれば、アメリカと相互防衛条約を結んで、米韓相互防衛条約やアンザス安全保障条約のような規定をすることになる。しかし、先述の集団的自衛権を援用したケースや安全保障条約をみればわかるように、これは冷戦時代に拒否権が濫用されて、国連が機能しなかったために、集団的自衛権に基づく安全保障体制が強化されたという経緯がある。

集団的自衛権自体が、冷戦時代の産物ともいえる。冷戦が崩壊して各国の紛争の形態も変わってきている中でこれからのテーマは「個別的安全保障から集団的安全保障へ」にある。集団的自衛権は個別的な安全保障の仕組みであり、そこから集団的な安全保障の仕組みへ課題は移ってきている。その集団的安全保障の仕組をどう作るのか、ということが大きな課題ではないかと思う。

Ⅴ　日米の集団的自衛権の妥当性

アメリカはグローバルな展開をしているパワーであり、そのようなパワーと日本が集団的自衛権の行使を相互に取極めること、いわば日米安全保障条約から日米相互防衛条約に変わってくることは、一つはやはり仮想敵国をもつことになる。相互防衛条約はどこを相手にどの国、どの集団が結ぶかということが問題になる。アンザスも米比も米韓もやはりソビエトを中心とした東西冷戦構造の中でできあがった西側の対抗手段の仕組みの一つだ。いま日本がアメリカと

の間に安全保障の相互防衛条約を結んで集団的自衛権を行使できるとしたときに、アジア特に中国には相当な警戒心が強まって、軍備拡大競争になってくる可能性がある。個別的な安全保障というのはやはり両岸の堤防みたいなところがあって力の均衡・バランス論にどうしてもなってしまう。そうするとこちらが強まるとその相手方も力を強めていくということになって新たな軍拡を引き起こしかねないと思う[1]。また、アメリカはグローバルに展開しアジア諸国の間にも様々な二国間条約をもち、台湾への国内法などもある。

アメリカがこれらの国との間で自衛権を発動したとき日本も同じように自衛権を発動する仕組みができるということは、本当に日本はそれでよいのか、アジアの戦争に参加することになる。さらに中国と再び戦争を行う可能性が生まれることが、21 世紀の日本の選択なのだろうか。さらにアメリカと日本との、この間の関係をみれば日本がアメリカの下請けの仕事をさせられるのもはっきりしている。

アメリカが日本の経済政策の基本について、やれ公共事業を増やせとか、減税しろとか、不良債権をはやく処理せいとか言ってきていることを考えると(他の国にそんな発言を米国は行っているだろうか)、今の日米関係の中で相互防衛条約を結ぶことは、ますますアメリカの下請けになるのではないだろうか。われわれは基地を提供して思いやり予算を出して、さらにガイドライン法ができて、周辺事態については後方支援をするということになっているのだから、日本の義務とアメリカの義務とで充分バランスがとれていると思うから、私は集団的自衛権の行使を可能にすることには賛成できない。

ＰＫＯについて

国際社会におけるＰＫＯ

それからもうひとつPKOの問題がある。国際社会の平和的秩序を維持する活動に日本がどのような協力ができるかという問題である。

従来の国連PKO活動は、国家間の紛争がおちついて、停戦が合意された後に紛争が再発しないように監視団を送るという形式が一般的であったが、冷戦が終わってから今の状況というのは、それぞれの国の内部問題、つまり国の中で

---

[1]特に中国との関係を十分に考えるべきであると思う。鳩山さんが台湾海峡の問題にふれられたが、微妙な地域の問題（日本とアメリカもふれないようにしている、あるいは日本もアメリカも台湾は中国の領土の不可分のひとつである、という中国側の主張を理解している）であり、その地域について、政治家がこれほど発言されたことは多分ないだろう。そこまで踏み込んだ発言というのは政治家としていかがかと私は疑問に思っているし、何を考えて発言されたのかわからない。

内戦が起きている、虐殺が行われている、国の中が飢餓状態になって難民が流出しているという問題がほとんどです。内政不干渉というのが国連憲章の大きな柱でありますが（第２条７項）、しかし内政だからといって虐殺が行われていたり餓死者がでていたりするのを放置していいのかという問題意識から、やはり国際社会はそれをほうっておくことはできませんということで、今までいろいろなかたちのPKOを出してきた。もちろん失敗したケースもある。たとえばソマリアの第二次派遣のように、いったん停戦が合意された後に大きな二つの勢力・集団が争っていた中で、結局ひとつの集団と派遣したPKOが全面的な戦闘というか武力紛争に突入し最後は撤退したというケースもある。このソマリアやルワンダなどの場合、原因は貧困である。ですから抜本的な解決は貧困を解消しない限り、現象としては部族間の紛争や民族間の紛争などさまざまなかたちをとっているがベースになっているのは貧困。でその貧困をどう解決するのか、がいちばん大きな課題です。軍事力が貧困を解決することにはならない。国内の統治組織が崩壊しているケースが多く、ＰＫＯの任務も警察や消防や司法、行政など様々な分野に広がっていることを認識しなければならない。

PKOも国によって派遣にかかる状況や条件がそれぞれ全く違う。日本のPKO五原則は日本の特殊な原則ではなく国連PKOの原則である。国連PKOの原則と日本の五原則との違いは武力行使のところにある。問題は、日本が参加する場合に問題になるのは海外の紛争を解決するための武力の行使を禁止している憲法の規定との関係である。そこで武力行使をどこまで認めるのかということで日本のPKO五原則はいわば正当防衛と同じような、自分を守るための武力を行使することは認められる。国連の場合はそれにもう一つ付け加えて国連PKOの活動を妨害する、その妨害を排除するのに使っていい、というのが付け加えられている[2]。なおその他の要件での停戦とか合意であるとかは相変わらずPKOの原則であることを忘れてはならない。特にソマリアなどへPKOを派遣した結果、やはりその地域が受け入れる体制がなければいけないことや、停戦が合意されていないと片方に肩入れして国連が敵を作って武力を行使することになること等、国際社会も経験を積んで学んできている。

つまりPKO五原則を全面的に変えてしまおう、というのは国連の原則にも反することになり妥当ではない。問題はその武力の行使の範囲をどの範囲まで認めるのか、ということではないか。ＰＫＯの活動のうち何が必要なのか、どこに重点を置くべきか、その国によって判断して派遣するということが必要にな

[2]なお最近も事務総長の要請に応じて提出されたパネル報告書の中では、現地当事者の同意、不偏不当の姿勢ならびに自衛手段に限定した武力行使は平和維持の基本原則であり、続けるべきということで一致している。

しかし、和平合意を守っているもの、違反しているものを平等には扱えないとして、武力行使のあり方の議論をしている。

ってくる。たとえば東チモールの場合ではいま新しい統治機構をつくろうということで大変な努力をしているのでそのための人の派遣をもっと行っていくべきだと私は思う。PKOを派遣しておこなうことは多岐にわたる中で、自衛隊の派遣だけがPKOの全てであるかのような議論というのは考え直す必要があろう。

自衛隊とＰＫＯ

自衛隊は国軍へという意見がある。自衛隊はもう既にこれほどの大きな力として世界有数の予算を使い軍事力をもっている。従ってこの現実を正面から憲法で認めよう（そのために改正しよう）という意見がある。問題はそのときに今の憲法の前文と9条を前提として出来上がった日本の自衛隊についてのいくかの原則がある。その原則が揺らぐことを私は心配している。たとえば専守防衛であるとか自衛権発動の要件であるとか非核三原則であるとか徴兵制度はとらないとか、攻撃的な兵器あるいは航空母艦や中距離ミサイルはもたないとか、武器輸出三原則で制限を大幅に加えているとかいろいろな原則がある。これが9条を全くなくしてしまって新しく自衛権の存在を認めると規定に変えたときに、今まで50年間議論してきたこれらの原則はどうなるのか。純粋に軍事論から言えばたとえば攻撃は最大の防御なりと、航空母艦をもとう、中長距離のミサイルをもとう、あるいは場合によっては核をもたないと抑止力にならない。ということで核を保有しよう、とか純粋に軍事論だけで安全保障の議論をするといろいろな議論はできてしまう。いま日本の国がもっている専守防衛とか非核三原則とかこれらの確立した原則が崩れ去るのではないか、と心配する。

日本の場合は日本の国が攻撃されたときにきちんと防衛できる程度の軍事力をもっていればいいわけで、アメリカのように世界の警察官だといってあちらこちらで軍事力を使うということを考える必要は私は全くないと思っている。あとは国際的な集団安全保障の中で日本がどういう協力をしていくのか、ということについて、特にPKOへの協力の議論を進めればよい。それは憲法の9条や前文を変えるとか集団的自衛権を明記するとかという話とは違うのではないか。

集団的自衛権Q&A

日本国憲法９条（戦争の放棄）
日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決手段としては永久にこれを放棄する
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

Q．集団的自衛権とは。
A．自分の国が直接攻撃されていないにもかかわらず、武力攻撃されている他国を守り、共に軍事行動に参加することです。

Q．日本では認められていませんでしたね。
A．日本の自衛隊が軍事力を行使するのは
① 我が国に対する急迫不正の侵害のあること
② 排除するための適当な手段のないこと
③ 必要最小限度の実力行使の範囲内で反撃すること
日本が攻撃を受けていないのに他国の防衛を行うことは、憲法解釈として認めてこなかったのです。この３要件の変更も安倍さんは検討すると言っています。他国への攻撃の場合にも日本の自衛権を行使できるように、この要件の①「我が国に対する急迫不正の侵略のあること」を変えようとしているのです。

Q．そうすると日本の安全保障政策の特に軍事面での基本は。
A．基本は「専守防衛」です。そこで、
① 攻撃的な兵器はもたない。空母、中長距離ミサイル、爆撃機など。
② 非核三原則を堅持する。
③ 武器の輸出は行わない。平和産業（自動車、電気製品など）中心。
④ 軍事大国にならない。
を中心に外交を大切にして、国際紛争に介入することを避けて全方位外交をすすめてきて、平和国家として国際社会から評価を受けてきたのです。

Q．安倍さんはどうして集団的自衛権の行使に固執するのですか。
A．「アメリカの青年が血を流しているとき、日本の青年も血を流さなければ真の同盟で

はない」と安倍さんは言われています。石破幹事長も「他国民のために自衛隊が血を流すことになる。」ことを覚悟しなければならないと発言しています。

Q．つまり戦争に巻き込まれて戦死者がでるのは当然だということですね。
A．安倍さんはもっと積極的です。「戦争に巻き込まれるという受け身の発想ではなく、国民の命を守るために何をすべきか能動的な発想をもつ責任がある」とされています。

Q．どういうことですか。
A．積極的に世界の紛争に軍事介入し、自衛隊を送ることを積極的平和主義と称しているのです。いわば、世界のために「血を流す」決意を述べているのです。勿論、血を流すのは国民であって安倍さんではありません。積極的に軍事介入するわけですから攻撃力を強化することになり、攻撃は最大の防御なりになるのです。

Q．安倍さんは国民の命を守ることを強調していますが。
A．全く違います。国民の命を危うくするのです。安倍さんのあげた類型をみて下さい。
① アメリカに向かうミサイルの迎撃
② 朝鮮半島有事の際
- 攻撃に向かうアメリカの爆撃機や艦艇へ給油などの支援
- 北朝鮮への武器を運送しているおそれのある船の臨検

③ 中東までのシーレーンで起きた戦闘海域での機雷の除去
④ 有事の際、避難する日本人を乗せた米軍艦艇の護衛
これらの類型はいずれも現に戦争がおこなわれている現場で、アメリカなどへの支援を行うということです。

Q．どうなりますか。
A．戦争の最中に武力行使などで支援するわけですから、その相手国は日本を敵とみなします。そして国際法上の権利を行使することになるでしょう。

Q．どうなりますか。
A．例えば、ミサイルが日本に飛んでくることも想定しなければなりません。

Q．ところで北朝鮮のミサイルは。
A．次のとおりです。なお北朝鮮の「労働新聞」（朝鮮労働党の機関紙）も「朝鮮半島で戦争の火花が散り自衛隊が介入しても、日本が無事だと思うならばそれより大きな誤りはない」と述べています。

【北朝鮮の弾道ミサイル】

ミサイル	発射台数	推定射程
KN 2	100 以下	120km
スカッドB		300km
スカッドC		500km
スカッドER		700～1000km
ノドン	50 以下	1200km
IRBM	50 以下	3200km 以上
テポドン	未配備	5440km 以上

※米国防総省「北朝鮮の軍事・安全保障状況」より作成

Q．日本本土が戦場になるのですね。

A．そうです。もし福島の原発事故現場にミサイルを一発落とされたら、日本はどうなりますか。１号機から４号機まで吹き飛ばされたらどうなりますか。想像してください。

Q．国民の命を守るどころか、国民の命に大きな危険を与えることになるのですね。

A．そのとおりです。自衛隊員も戦死者がたくさんでるでしょう。同時に日本全土で多くの国民が犠牲になるのです。これがこの問題の最大のポイントです。

Q．日本が支援する国や地域はどうですか。

A．まずアメリカです。その他フィリピン、ベトナム、韓国、オーストラリアがあげられていますが、対象国も地理的にもなんら限定されていません。

Q．安倍さんは、集団的自衛権は限定して使うと言っていますが。

A．限定的と言っても、集団的自衛権を行使している自衛隊の活動を制限するものではありません。いったん認めれば日本も戦争に参加し、戦闘行為を行うということになるのです。

Q．では何が限定なのですか。

A．「日本と密接な関係にある国」と「日本の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある」場合にのみ行使する、という制約（？）なのです。極めてあいまいな概念です。

Q．さらに限定しようと検討されていると聞きますが。

A．「国民の生命や権利を守るために不可欠な我が国の存立が脅かされること」という条件を考えているそうです。

Q．誰が判断するのですか。

A．ときの政権の判断です。中東までのシーレーン上の戦争にも参加することをあげていますので、この要件はそのときの政府の判断次第、つまり安倍さんの判断できまるということです。

Q．これまで想定された15事例は、それにあたるというわけですね。

A．そのとおりです。安倍さんも5月29日の国会答弁で「あらゆる事態に対応できる選択肢を用意する」と言っています。現実の戦争になれば、自衛隊の活動が事例に縛られるものではない。縛られることはありえないのです。

Q．最近は指針で「自衛隊を他国の領域に派遣しないなどの制限をもつ」と言っていますが。

A．安倍さんが事例のなかに、中東ペルシャ湾のホルムズ海峡の機雷除去をあげていますが、実際はイランとオマーンの領海が接しており、機雷除去にはどちらかの領海に入らなければ出来ません。さらに、朝鮮半島有事の際に、公海上で自衛艦と敵国の軍艦が闘っているときに、自衛隊が敵国の領海に入りそうになるたびに攻撃を止めていてはとても戦争にならないと、政府の関係者も言っているのが実情です。

Q．例えば、中東や地球の裏側もですか。

A．中東諸国間の戦争や、アメリカが個別的、集団的自衛権を行使して日本の要請をしてくれば、断ることは出来ないでしょう。

Q．アフガニスタンへの攻撃は、アメリカは個別的自衛権を行使し、ＮＡＴＯ諸国は集団的自衛権を行使して参加したのでしたね。

A．そのとおりです。集団的自衛権などで参加したＮＡＴＯなどの国は、イギリス、カナダなど16,834人に及び戦死者はアメリカ兵を除くと1,119人になります。また、後方支援で亡くなった人は528人です。日本政府は憲法上の制約から「武力行使は出来ない」として、インド洋における給油活動のみを行ったが、集団的自衛権の行使を認めればＮＡＴＯなみの参加になるのです。

Q．政府が提示した問題事例が15と言われていますが。

A．武力行使にあたり、集団的自衛権行使のケースが８事例あります。

① 邦人を乗せた米輸送艦の防護
② 武力攻撃を受けている米艦の防護
③ 日本近隣で有事が発生した際の船舶の検査
④ 米国に向け我が国上空を横切る弾道ミサイルの迎撃

⑤　有事に近隣国が弾道ミサイルの発射準備に入った際の米艦防護
⑥　米本土が武力攻撃を受け、我が国近隣で作戦を行うときの米艦防護
⑦　戦闘下の海上交通路.（シーレーン）での機雷除去
⑧　タンカーなど民間船舶が攻撃を受けた際の、国際共同護衛活動への参加

これらの事態は、すでに戦争が行われているかその直前の状態で、国民の命を守ることより米軍を守ることに重点がおかれている。世界最強の米海軍が自衛隊に守ってもらうという想定自体が、現実的ではない。

Q．集団的自衛権行使の手続はどうですか。

A．日本に集団的自衛権の行使が認められても、この種の自衛隊の出動には文民統制の原則に基づき閣議決定や国会の事前承認といった手続きが必要となる。安保法制懇の報告書のなかに「迅速かつ十分な対応を可能とするための制度的な余地はないか再検討する必要がある」「行動が命ぜられていない時点でも、現場の自衛官がどのような対応をすることが認められるかという観点からの検討も必要である」これは大変危険な道であります。

Q．国連平和維持活動（ＰＫＯ）を含む国際協力はどうですか。

A．４事例があげられていまして、
①　侵略行為に対抗するための国際協力としての支援
②　ＰＫＯで共に活動している他国部隊などへの「駆けつけ警護」
③　ＰＫＯで任務を遂行するための武器使用基準の緩和
④　領域国の同意に基づいた法人救出
→陸上自衛隊が活動中に相手国の攻撃を受ければ、他国の国内での戦争に参加することになる。

Q．いわゆるグレーゾーンは。

A．３事例あげられています。
①　離島を占拠した武装集団への対処
②　公海上で武装勢力に襲われている民間船舶に自衛艦が遭遇した際の対応
③　平時に近隣国が弾道ミサイルの発射準備に入った際の米艦防護
参考として、領海内で潜没航行する外国の軍用潜水艦への対処

Q．具体的事例についてどう考えるべきか。まず安倍さんが強調した、戦地から日本へ避難する日本人を乗せた米軍艦を自衛艦が護衛するという例がありますが。

A．可能性のない話です。第一に軍艦は戦闘中に一番狙われやすいので、民間人の救出に

は適していません。第二に避難民の中にテロリストがいるかもわからないので、アメリカが戦艦に乗船させることはありえません。第三にもし避難させるとしても、優先されるのは米国人の救助です。観念的な現実性のないケースで、これで国民を説得しようとするのは浅はかな考えです。そのうえでアメリカからは「自国民の避難はそれぞれの政府が責任をもってやるべきだ」として断られているのです。

Q．他国の領土間の救出活動も行うのですか。

A．そのとおりです。もし救出中の自衛隊に相手側から攻撃されれば反撃しますから、他国の領土のなかで戦争をすることになります。朝鮮有事を想定しています。しかし韓国は2013年12月に国会で「日本政府による集団的自衛権の行使推進の中断を求める決議」を可決しました。また韓国政府も北朝鮮を含む朝鮮半島で行使するには、韓国政府と事前協議し「承認と同意を受けなければならない」とし、日本は過去の誤った行動に反省しなければならないとしています。

Q．朝鮮有事ということですが、北朝鮮と韓国が戦争を行うのだろうか。同じ民族ですよね。そのとき韓国が日本と共に北朝鮮と闘うことがあるのだろうか。あまり現実性はないと思います。

A．実はアメリカが北朝鮮への攻撃を計画したことがあります。1993年3月、北朝鮮が拡散防止条約から脱退を表明したとき、巡航ミサイルなどを使って寧辺（ニョンビョン）の核施設を爆撃する計画をたて、日本政府に1,059項目の支援要請をしてきたのです。日本政府は「集団的自衛権の行使は認められない」と言って断ったのです。アメリカは戦争を行った場合、最初の90日で米軍兵士の死傷者52,000人、韓国軍の死傷者49万人、その他市民には大量の死者がでる、ということでアメリカは北への攻撃をやめたのです。

Q．1,059項目の支援とはどういうことですか。

A．米軍による空港や港湾の使用、機雷の除去、武器弾薬の輸送や補修など、今後は全面的に協力することになるのです。

Q．有事とのときの米軍への支援ですが、日米ガイドラインや周辺事態法で後方支援を含めて、すでにかなり認められていますね。

A．そのとおりです。米国は、周辺事態法に満足していたのです。しかも米韓と北朝鮮との実力差はさらに広がっているのです。しかも一体化基準（戦闘地域と武力行使との一体化）を変更しようとしています。安倍総理は、「非戦闘地域」の定義を見直したうえで、「武器弾薬の提供や戦闘中あるいは準備中の爆撃機などへの給油も可能にしたい」と言っています。

Q．アメリカへ向かうミサイルを迎撃するというのはどうですか。
A．アメリカは冷戦時代から、アメリカ本土に向かってくるミサイルの防衛体制はシステムとして完成しています。日本に助けを求めることは考えられません。

Q．日本に能力はあるのですか。
A．日本はアメリカの迎撃ミサイル「ＳＭ３」をもっており、イージス艦も４隻ありますが、アメリカ本土やハワイへ向かうミサイルを迎撃する能力はありません。グアム島攻撃のケースがあげられますが、その場合は日本のイージス艦を南太平洋に配置しなければなりません。つまり日本政府が日本を見捨てて、アメリカのグアムの基地を守るということになるのです。いずれも観念的です。しかしもし日本が迎撃を行えば、すぐ相手国から敵とみなされ日本が攻撃を受けることになるのです。

Q．朝鮮有事の際のアメリカ軍への給油活動や防護活動はどうでしょうか。
A．艦艇への攻撃は、対艦ミサイル、潜水艦からの魚雷によると考えられます。イージス艦は防空能力はもっています。対艦能力は、自前のＳＨ－60ヘリで捜査して攻撃する能力をもっています。勿論アメリカは戦争のなかでは航空機やヘリ、護衛艦など艦隊防衛は米軍の基本です。自衛隊まかせにして自ら軍艦を守らないなどということはありません。しかし自衛隊が米軍の爆撃機や艦艇へ給油や武器弾薬を供給すれば、その行為は武力行使にあたりますので、日本は敵とみなされ攻撃を受けることになります。

Q．米軍との関係は本当のところ、どうなるのですか。
A．グリナート米海軍作戦部長は５月19日ワシントンで、「集団的自衛権の行使が許されれば、海上自衛隊の艦船と米海軍の主力戦闘部隊である空母打撃群との共同作戦が可能になる」と強い期待を表明した。

Q．どういうことですか。
A．これは戦闘行動での日米統合をめざすものです。つまり米軍の基本体制のなかに、はじめから組み込まれて役割分担が決められて共に行動するということであって、勿論、米軍の指揮下に入って、日本政府の手から離れてアメリカ軍の一員として活動するということです。ケビン・メア氏（元国務省日本部長）も「集団的自衛権が行使できるようになれば、自衛隊と米軍がそれぞれ独自に動くのではなく、一つのネットワークで参加できるようになります。」と言っています。今後の日米ガイドラインの改定は要注意です。

Q．シーレーンの機雷の除去はどうですか。
A．安倍さんは国会で「戦闘行動が目的ではなく、機雷除去という限定的な行使だ」と述

べました。しかし機雷の除去は戦闘が停戦するか終了後にやるものです。戦闘中に掃海活動をやれば、やはり相手国から敵とみなされ攻撃を受けることになり、日本が戦争に直接参加することになるのです。しかもペルシャ湾ホルムズ海峡での機雷除去となりますと、ホルムズ海峡は狭いのでイランか対岸のオマーンのどちらかの領海になります。他国の領土、領海、領空へは自衛隊は派遣しないという答弁とも矛盾しているのです。なお、イランとオマーンは友好的な関係にあり、海上合同軍事演習を行うほどである。そのうえ、国連海洋法条約では「沿岸国の安全が脅かされない限り、各国のタンカーなど船舶の自由航行は保障されている」となっています。

Q．ホルムズ海峡についてですが、だれがどこで機雷を海に敷設するのですか。
A．イランがペルシャ湾・ホルムズ海峡などに敷設すると想定。

Q．日本は誰に機雷の除去（掃海）を頼まれるのですか。
A．イランと、米国など各国が武力衝突を起こしたとして、国連や米国などから掃海活動に参加するよう要請されると想定。

Q．日本が掃海活動に参加したらどうなるのですか。
A．ホルムズ海峡は狭く、沿岸諸国の領海になる。機雷敷設は武力攻撃で、その除去も「武力の行使」にあたる。

Q．「武力の行使」とはどんな意味ですか。
A．憲法９条が禁じる「海外での武力行使」になる。

Q．首相は国会答弁で海外での戦闘には参加しないと説明していますが。
A．掃海活動も戦闘参加の一環で、海外での武力行使となる。

Q．その他、相手はどこですか。
A．石破幹事長は、日本が支援する国としてフィリピン、ベトナム、マレーシアをあげています。いずれも現在、中国との間で南沙諸島、西沙諸島問題で紛争をかかえている国です。

Q．そうすると中国との戦争もありうるのですか。
A．安倍さんの想定ですと、最悪事態としてはそのとおりです。

Q．安保懇では国連が制裁を加える「集団安全保障」についても、日本が武力行使に加わることを想定していますか。

A．安倍総理は「集団安全保障設置への参加は、政府の憲法解釈と論理的整合性はとれない」と指摘し「武力行使を目的として戦闘に参加することは、これからも決してない」と否定し、国連多国籍軍への参加を否定した。

Q．本当ですか。

A．しかし他方、集団的自衛権の行使も現行憲法の下では否定され続けてきたもので、この変更を認めるのも政府の従来の憲法解釈と論理的整合性はとれていません。大きな矛盾ですね。

Q．しかも石破幹事長は認めているのでは。

A．そのとおりです。将来の多国籍軍への参加を認めています。集団的自衛権の行使を憲法解釈を変えて認めることは、「海外での武力行使」と「他国の防衛に自衛隊が参加し協力」するということですから、多国籍軍参加は憲法上可能になり、なんの制限もありません。

Q．しかも15事例のうちの国際協力について「侵略行為に対抗するための国際協力としての支援」をあげられていますが、どうですか。

A．これまでは他国の武力行使と一体化するおそれから、活動場所を非戦闘地域とするなどの制約をしてきました。しかし政府は非戦闘地域の考え方を廃止し、そのうえ禁止してきた武器弾薬の提供も解禁する方針。戦闘地域であろうとなかろうと交戦相手からみれば、他国部隊（多国籍軍でも）を支援する自衛隊は敵ですから攻撃の対象になります。攻撃を受ければ反撃して、その結果、本格的な戦闘に突入することになるのです。海外での武力行使を行うことになるのです。

Q．グレーゾーン事態とは何ですか。

A．「有事」と「平時」のどちらともいえない事態といわれています。グレーゾーン事態は、主に尖閣諸島など離島周辺での中国の行動にどう対応するかです。仮に「諸島への武装集団上陸」のような事態がおきれば、今の制度でまず発動されるのは、警察権による治安出動と海上警備行動。自衛隊は相手の武力に対抗しうる能力をもつが、警察権の行使の場合、正当防衛と緊急避難の場合に限られる。自衛隊を出動させれば、相手側も軍隊を出してくる。現在の法体系は明らかに武力攻撃を受け有事と判断されると、自衛隊の出動が可能になり武力行使もできる。そこまで至らない場合は、基本的に海上保安庁や警察が対応に当たることになるのです。

Q．グレーゾーン事態で自衛隊を出動させる手続きを、簡素化するということですか。
A．そうです。「事態発生」の前に閣議決定で首相に一任しておくというものです。

Q．１回の閣議決定で将来を含むすべての命令権を、首相に付与してしまってよいのですか。
A．そうですね。自衛隊の行動を総理大臣に白紙委任することを意味しますから、安易な出動につながる懸念も生まれますし、自衛隊が出動しやすくなれば近隣との緊張を高めることにもなりかねないですね。周辺国は警戒を強めるでしょう。さらに、現場の判断で武器使用を容易にするとのことです。一発の銃弾から戦争になった歴史を忘れてはなりません。

Q．グレーゾーンにどう対応するかという点も、はじめてあげられましたね。
A．領海内を潜航する潜水艦が退去要請に応じない場合というのがひとつです。

Q．どうするのですか。
A．自衛隊が発見した潜水艦の上空から、爆弾を潜水艦のそばに落として追い出すと言われています。

Q．潜水艦にあたって沈没したらどうなりますか。
A．悪くすると戦争ですね。

Q．またもう一つは漁民を装った武装集団が我が国の離島などに上陸した場合（尖閣列島などを想定していますが）、どうですか。
A．いまでもこれを阻止することは出来るのです。まず海上保安庁は射撃などの武器は使用できますから、島へ接近することを防ぎます。もし手にあまったら自衛隊の海上警備行動などが可能です。中国を想定してのケースですが、こんな事、やりますかね、と多くの専門家は疑問に思っています。なお、離島のなかに北海道も含まれるとのことです。

Q．平時の米艦防護とはどんな事態なのですか。
A．自衛隊の艦艇などが平時に突然攻撃を受けた場合、自衛隊法 95 条で武力の対処ができるけれど、米艦の防護はできない。そこで米艦が自衛隊の近くで共同活動している場合に防護措置をとることを認めることにしたのです。たとえば弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護が今日の対象。

Q．ＰＫＯへの参加の要件や武器の使用も変えるようですね。

Ａ．いままで日本はＰＫＯ参加の５原則をもっていました。

① 停戦が合意

② 関係国の同意

③ 武器は自己防衛のためにのみ使用

④ 紛争がはじまったら撤退

⑤ 中立であること

この５原則の下で問題なくやってきた。各国の武器使用はその形は各国で異なるので、各国に知らされている。今日、停戦合意がなくても参加すること、駆けつけ警備などの武器使用の拡大が提案されている。ソマリアのモガジシオの教訓を忘れたのだろうか。

Q．駆け付け警護を認めて武力行使をその際認めるということですか。

Ａ．ＰＫＯなどで海外に派遣された自衛隊が、襲撃を受けた他国部隊などの応援要請を受け、現場に赴いて警護に当たる行為。政府は海外での武器の使用について、自衛隊員や管理下に入った者を守る場合に限って認めてきた。しかし、駆け付け警護は、自らを守る武器使用に当たらず、武力の行使に当たる恐れがあるとして認めてこなかった。

Q．駆け付け警護は必要なのですか。

Ａ．各国にはそれぞれ自国の政策に沿った得意不得意の分野があって、武器を回収したり治安維持を行う国の部隊がたいてい駆け付け警護を行います。日本の得意分野は施設復旧です。日本は技術力が高く評価されています。

Q．安倍総理は「ＮＧＯメンバーが武装集団に襲われても自衛隊は助けることが出来ない」と言っていますが、ＮＧＯの皆さんはどうお考えですか。

Ａ．ＪＶＣの熊岡さんや長谷部事務局長は「日本のＮＧＯが世界各地で活動できるのは、現地住民から信頼を得られたから。その信頼の根源は日本の憲法９条による平和主義や私たちが武器を持たず、戦争当事国の軍や国益と無関係に行動するところにある。ＮＧＯの活動が住民の評価を受け、日本の平和に貢献しているのです」と語って「自衛隊に助けに来てほしいと思ったことは一度もありません。紛争地の現実とかけ離れています」万が一、ＮＧＯがなんらかの拘束を受け自衛隊が救出にかけつければ、最初にＮＧＯが殺されてしまうでしょう。安倍さんは一体何を考えているのだろうか。

Q．集団的自衛権の行使を認めるとどんな影響がありますか。

Ａ．まず隣国、特に中国や韓国などとの間で緊張を高め、軍拡競争になっていくでしょう。「米軍の支援」とか「自国民の救出」を名目にして何を日本がやるか、過去の植民地支

配の歴史などから警戒心が強まるだけです。安倍さんは、中国や北朝鮮といった外からの脅威を強調し、国内のナショナリズムをあおっています。欧州訪問の時も、中国批判を連発し、中国の対外交政策、軍事動向や軍事費の増額など、あたかも日本の仮想敵であるかの如くです。

Q．最近も中国機の接近などもありましたね。

A．日本が抑止力の強化として軍事的強化を進めれば、中国も軍事力を強化するだけです。自衛隊を出せば、中国軍が出てくるだけです。中国についての日本の外交戦略が見えず、軍事的論議だけが先行するのはおかしいのではないか。日本もアメリカも中国とは切っても切れない経済的関係を有している。軍事的抑止だけで安全が保たれる状況にはない。抑止の議論ばかり先走って緊張が高まるのは本末転倒だ。衝突の危機を減らす話し合いの枠組みがアジアにはない。いまこそアジア全体を巻き込む、全欧安保協力機構（ＯＳＣＥ）のような地域の安全保障を考える組織が必要。ＡＳＥＡＮ地域フォーラムの活用なども考えられる。

Q，外交努力が必要ですね。

A．そのとおりです。オバマ大統領が日本に来られたとき「対話や信頼醸成措置がないまま事態をエスカレートさせるのは、深刻な誤りだ」と安倍さんに外交努力を促がしたが、安倍さんがこれを受け止めたようには見えないのが残念です。それどころか、安倍総理は機会があるごとに中国を名指しで批判しています。国会で、中国の防衛費は不透明、安全保障政策も不透明として、中国の軍事力強化を安全保障環境の変化と表現し、「仮想敵」といわんばかり。またシンガポールで５月末に開催されたアジア安全保障会議でも、安倍さんは中国への批判とけん制に多くの時間を費やし、ＡＳＥＡＮとの連携による中国「抑え込み」を明らかにし、南シナ海で中国と向き合う国々（フィリピン、ベトナムなど）と手を結ぶ考えを明確にした。しかしＡＳＥＡＮは中国との経済的な結びつきが強いので、中国との決定的な対立は回避したいのが本音。

Q．信頼醸成措置とは何ですか。

A．両国間に偶発事故が生じるのを防止するため、首脳間のホットラインとか海上保安庁や海上自衛隊の相手と緊急時の海上連絡メカニズムを早くスタートさせることです。外交なしの軍事だけではお互い疑心暗鬼になり、安全保障の環境を悪化させるだけ。

Q．安倍さんは集団的自衛権によって抑止力を強化することが出来ると主張されています。

A．日米安保体制の下で集団的自衛権を対中国抑止と結びつければ、日中衝突のときの米軍支援を想定できると期待していますが、アメリカはそんなことは望んでいない。むし

ろ日中戦争に巻き込まれるのをアメリカは心配しているのです。

Q．アメリカのパワーが落ちてきたのですか。

A．そうではありません。国防予算を見ても、兵器の数や性能を見ても軍事力のアメリカの圧倒的な優位は変わりません。しかしアメリカは戦争を避けているのです。その理由はアフガニスタン、イラクへの戦争がアメリカに与えた打撃の大きさにあります。従って直接の軍事介入を極力回避し、抑止はしても戦争は避けたいのです。

Q．安倍さんはアメリカの代役をやろうとしているのですか。

A．いかにもそれは無理でしょう。しかし安倍さんが主張してきた戦後レジームの解体、日本を取り戻すという姿は明らかになってきています。「国家安全保障会議や」や「特定秘密保護法」を成立させ、軍事予算を拡大し、武器輸出の解禁を行い、集団的自衛権の行使を認めること。言わば富国強兵路線です。日本を取り戻すとは、大日本帝国を取り戻すことなのでしょう。

Q．安倍さんのこの間の政治は、自分は最高権力者であり閣議決定すれば憲法の解釈も武器輸出政策エネルギー政策も自由に変えることが出来るとしていますが、民主主義国家の姿でしょうか。

A．国民の声に耳を傾けず、「最高責任者は私だ」といい中国をけん制する狙いで、日本は法の支配の国、アジアも法の支配する地域にしなければと強調していました。「最高責任者は私だ」といい「法の支配」を強調することをまとめると「私が法だ」という独裁者の姿になります。国会も憲法も法律もいらない独裁国家の独裁者なのです。

Q．ところで世界では過去の集団的自衛権のケースは、どの程度あるのですか。

A．国連に報告のあった集団的自衛権行使のケースは次の 14 件です。

① 1956 年ソ連によるハンガリーに対する支援
② 1958 年米国によるレバノンに対する支援
③ 1958 年英国によるヨルダンに対する支援
④ 1964 年英国による南アラビア連邦に対する支援
⑤ 1965 年米国、豪州、ニュージーランドによるベトナム共和国に対する支援
⑥ 1968 年ソ連によるチェコスロバキアに対する支援
⑦ 1980 年ソ連によるアフガニスタンに対する支援
⑧ 1983 年キューバによるアンゴラに対する支援
⑨ 1986 年フランスによるチャドに対する支援
⑩ 1988 年米国によるホンジュラスに対する支援

⑪ 1990年米国、英国によるペルシャ湾地域への兵力の展開
⑫ 1993年ロシアによるタジキスタンに対する支援
⑬ 1998年ジンバブエ、アンゴラ、ナミビアによるコンゴ民主共和国に対する支援
⑭ 2001年英国、フランス、オーストラリア等による米国に対する支援

Q．ほとんど大国によるものですね。
A．そのとおりです。大国が軍事力行使の口実に使ったケースが多く、アメリカによるニカラグア事件は国際司法裁判所から「集団的自衛権の乱用」との判決を受けています。アメリカは南ベトナムからの要請を理由にして北ベトナムと戦争を行ったのです。ソ連によるハンガリーやチェコのケースは外からの攻撃が何も存在しないのに、ワルシャワ条約を使って侵略したものです。

Q．集団的自衛権は「攻撃を受けた国を支援する」のですね。
A．そうとは限りません。「攻撃を仕掛けた国を支援する」ことがあります。アメリカは2001年11月、9.11テロの犯人をかくまったとしてアフガニスタンに戦争を仕掛け、英国、フランスなどはアメリカを支援するため集団的自衛権を行使しました。

Q．安倍さんは主として集団的自衛権を行使して支援するのはアメリカとみているようですが。
A．アメリカはここ100年以上、主権国家からの軍事攻撃を受けたことは1回だけです。どこの国かわかりますね。しかし第二次大戦後、毎年どこかで戦争してきたと言ってよいでしょう。従って、日本が集団的自衛権を認めれば、アメリカからさまざまな事態に参戦することを求められることになるでしょう。

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障の整備について」

閣議決定の問題点

I. 前文

1. 「専守防衛に徹し……これをより確固たるものにしなければならない。」

↓

専守防衛とは「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その行使も必要最小限どのものとする。」（1981.3.19 参・予・大村）「もっぱら守る。あくまでも守る。」（1955.7.9 衆・内・杉原）ことであり、他国に脅威を与えず自衛のための必要最小限の防衛力しかもたないとする基本方針である。従って集団的自衛権の行使とは矛盾するものである。

2. 「安全保障環境は大きく変容し、重大な国家安全保障上の問題に直面している。」

↓

解決のための外交努力は行っているのか。
危機管理のためのホットラインや信頼醸成措置はどうなっているのか。
米ソ冷戦時代と比較して、安全保障環境は厳しくなっているのか。
変化したのは日本の軍事力が強化され、力をもってきたからではないのか。

3. 「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼしうる状況になっている。」

↓

経済がグローバル化したことで食糧やエネルギーを海外に依存している我が国にとって、平和こそが何より大切である。
地理的に限定なく、どこでも問題がおきたら行動するというのか。
今の世界の問題はテロや貧困、環境問題であり、国家を中心とした枠組みでパワーバランスを考えるというより、地球を枠組みして国家をこえて国境をこえて問題に取組まなければならない。武力で国際問題は解決しない。

4. 我が国の「存立を全うする」

↓

国の存立が自在に解釈され、その名の下に他国の戦争への参加を正当化することになりかねない。国家の名誉や国家の威信と解釈されれば武力行使の範囲が拡大される。

5. 「政府の最も重要な責務は……国民の命を守ることである。」

↓

安倍総理は「個別的自衛権だけで国民の生存を守り、国家の存立を全うすることができるのか論証されてこなかった」と述べているが、戦後 69 年戦争になることなく、そんな意味で平和であった。それはやはり憲法９条があったから、ベトナム湾岸戦争などに参戦しないですんだ。

集団的自衛権の行使とは他国の戦争に参戦することであり、しかも８つの事例（集団的自衛権の事例）をみれば、ほとんどが米国の軍事行動を支援し米軍を護ることになっている。国民の命を守るどころか危うくすることになるのは明白である。

6. 「日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し我が国に脅威の及ぶことを阻止することが必要不可欠である。」

↓

オバマ大統領は４月に来日した際「会談で私は安倍首相に、この問題で平和的に解決することの重要性を強調しました。状況をエスカレートさせないこと、ものの言い方は抑えて挑発的行動はとらないこと、そして日中両国が共同してことに当たるにはどうすればいいか知恵を絞ってほしい。」

「日中両国が対話や信頼醸成措置を行わずにこの問題がエスカレートするのを見過ごすと、重大な過ちをおかすことになる。」

抑止力は、安全性のジレンマと言われ対抗力をまねき果てしなき軍拡競争をひきおこし、一発の銃声が大事に至る危険性も潜んでいる。

日独伊３国同盟（1940 年）の当時の仮想敵はアメリカ。３国同盟が抑止力になればと思ったがむしろ戦争の出発点になった。

戦後、日本は少なくとも近隣諸国に対して脅威を与えることはなかった。これは経済の成長に必須の条件である。日本の平和主義、平和外交は世界の最先端を歩んできたものであり、卑下したり自身喪失したりする必要はない。

II. 武力攻撃に至らない侵害への対処

1. 「手続きの迅速化のための方策について具体的に検討することとする。」

↓

事前に閣議で「事態発生」の前に自衛隊を出動させる手続きを、事前の閣議決定で首相に一任しておくというものです。

このことは自衛隊の行動を総理大臣に白紙委任することを意味しますから、安易な出動につながる心配も生まれますし、自衛隊が出動しやすくなれば近隣諸国との緊張も高まるでしょう。さらに現場の判断で武器使用も容易にするとのことです。

2. 「わが国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態において……必要最小限度の武器使用を自衛隊がおこなうようにすることとする。」

↓

どんな事態か不明である。もし日本に対して武力攻撃が発生している状況下ならば、しかも共同に防衛している艦船などを防護することは、個別的自衛権の問題であり、問題はない。

しかし、どんな状況か情報収集の事態であれば（日本が現に攻撃されていないのであれば）自衛隊が武器を使用するのは認められない。

III.　国際社会の平和と安定への一層の貢献

――いわゆる後方支援と武力行使の一体化――

1.　「いわゆる後方支援といわれる支援活動、それ自体は武力の行使」に当たらない活動である。

↓

憲法9条の下で『他国の武力行使と一体化』することにより憲法上認められない武力の行使との評価を受けないように、活動の地域を『後方地域』やいわゆる『非戦闘地域』に限定するなどの法律上の枠組みを設定して「武力行使との一体化」問題が生じないようにしてきた。

しかし、今回、我が国の支援対象とする他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では支援活動は実施しない。「そこが戦闘を行っている現場となったときは支援活動を止める、ということを原則とする。」として、結局、今までの行動基準を変えて行動範囲を広げNATO8項目のほとんどが出来るようになったのです。

↓

イ）NATOが9.11のあと米国の要請に基づいて集団的自衛権の行使を決めて、対米支援のために8つの項目を実施することにした。

① 対テロ戦のための情報の共有と情報収集活動での協力強化
② 対テロ戦への協力を理由としてテロの脅威に直面した国への支援
③ 米国または他の加盟国の施設（基地）の保安強化
④ 対テロ戦に直接参加するNATOの人員・装備の補充（バルカンで展開している米軍やNATO軍がテロ戦に参加した後の穴埋め）
⑤ 対テロ戦に従事する加盟国の航空機に対する領空使用許可
⑥ 対テロ戦に従事する加盟国への港湾及び空港へのアクセス権付与と燃料提供
⑦ 常設地中海艦隊の地中海東部派遣
⑧ NATOのAWACS（空中警戒管制機）の派遣

ロ）後方支援でも多くの犠牲者が出ています。慶応大の延近教授のまとめによると、アフガニスタンの場合、2001年以来今日まで29か国、死亡した兵士3462人で、アメリカを除くと1127人が死亡「後方支援」活動で死亡したもの586人。

イラク戦争（2003年以来）23か国、4804人、アメリカ以外318人、そのうち後方支援128人

なお、アフガニスタンでは2007年以後だけで17000人以上の市民が死亡している。

戦闘地域と後方支援を区別することは不可能というのが結論。

ハ）「現に戦闘の行われている地域」は対象外というが、アフガニスタンやイラクの戦争をみると相手がテロ集団であるだけに「何時でも何処でも」戦闘行為が行われるおそれのある地域であることは明白。

だから、日本はアフガニスタンで米軍からヘリコプターでの救援救助を依頼された時に、集団的自衛権の行使に触れるといって断ったのです。もう断る事由（憲法 9 条）がなくなったも同然。アメリカの要請がいかなるものでも断ることは出来ないでしょう。

ニ）後方支援活動は国際法上は武力行使にあたるのです。従って交戦相手からみれば、他国の部隊を支援する自衛隊は「敵」ですから、攻撃の対象になるのです。自爆テロや狙撃の対象になることは間違いありません。アフガニスタンの NATO 部隊は補給活動や大使館やホテルの警備をしてテロの対象になって死んだ兵士が大勢います。

IV.国際的な平和協力活動に伴う武器使用

1. 「在外邦人救出についての武器使用」そして「駆け付け警護」に伴う武器使用を認める。なお、「駆け付け警護」の場合、国家又は国家に準ずる組織が敵対するものとして登場しないことを確認したうえで武器使用を認める。

イ）PKO5原則

① 紛争当事者の停戦の合意が成立していること
② 当事国関係国の同意
③ 中立の立場
④ 紛争　　の場合は撤収
⑤ 武器は自己防衛のために必要な最小限のものにする

PKOは安保理決議などに基いて任務や組織の編成、財政措置などを講じられる国連により統括される活動です。「闘わない部隊」とか「敵のいない部隊」といわれているものです。

ロ）なお駆け付け警備の場合、相手が単なる犯罪集団であることが明確な場合、任務の遂行を妨げる行為など武器使用が認められる場合はある。

■これまで自衛隊が参加した国際平和協力活動　　※は実人数

期間	国・地域	活動内容	延べ人数
1992年9月～93年9月	ｶﾝﾎﾞｼﾞｱ	国連平和維持活動（PKO）	1216人
93年5月～95年1月	ﾓｻﾞﾝﾋﾞｰｸ	PKO	154人
94年9月～94年12月	ﾙﾜﾝﾀﾞ	人道的な国際救援活動	378人※
96年2月～2013年1月	ｺﾞﾗﾝ高原	PKO	1501人
99年11月～2000年2月	東ﾃｨﾓｰﾙ	人道的な国際救援活動	113人※
01年10月	ｱﾌｶﾞﾆｽﾀﾝ	人道的な国際救援活動	138人※
02年2月～04年6月	東ﾃｨﾓｰﾙ	PKO	2304人
03年3月～03年4月	ｲﾗｸ	人道的な国際救援活動	50人※
03年7月～03年8月	ｲﾗｸ	人道的な国際救援活動	98人※
07年3月～11年1月	ﾈﾊﾟｰﾙ	PKO	24人
08年10月～11年9月	ｽｰﾀﾞﾝ	PKO	12人
10年2月～13年2月	ﾊｲﾁ	PKO	2196人
10年9月～12年9月	東ﾃｨﾓｰﾙ	PKO	8人
11年11月～	南ｽｰﾀﾞﾝ	PKO	2102人

ハ）PKOで派遣された自衛隊員が、武器を使用して紛争に巻き込まれないとするが、現実はそうではない。戦争終結後のイラクをみればわかるように、外国の軍隊が駐留することを理由に、民衆のなかからテロなどを行うものが出てくること

を忘れてはならない。

ニ）なお、海外で活動しているNGO団体は、安倍首相が「海外で働くNGOの人たちが危険な目にあっている中で自衛隊が守らなくて良いのか」という発言を聞いて「何も現実がわかっていない。いったい何を言っているのだ。自衛隊が参加することでかえって敵とみられ危うくなるのです。」と言っている。「日本は平和憲法があり、軍隊が我が国に来て武器を使うことはない」という信頼がある。その信頼を失ってしまうとテロの対象になる。

ホ）PKOへの軍隊（警察含む）派遣国

1 インド	8,132 人	14 中国	2,180 人
2 バングラデシュ	8,034 人	35 韓国	618 人
3 パキスタン	8,027 人	46 英国	285 人
4 エチオピア	6,628 人	47 日本	271 人
5 ルワンダ	4,709 人	48 ドイツ	268 人
6 ナイジェリア	4,614 人	60 米国	140 人
7 ネパール	4,612 人	64 ロシア	112 人
8 ガーナ	2,992 人	81 オーストラリア	49 人
9 セネガル	2,967 人		
10 ヨルダン	2,729 人		

※日本は国連の日当なしの隊員を含めると約400人

（国連調べ2014年4月30日122カ国）

V. 憲法9条の下で許容される自衛隊の措置

1. 「憲法9条及び13条の下で外国の武力攻撃による急迫不正の事態に対処するための武力行使は容認される」として昭和47年10月14日の「集団的自衛権と憲法の関係」とする資料を引用して、この基本的な論理は9条の下で今後とも維持されなくてはならない」としたうえで、「今後、他国に対して発生する武力攻撃であっても、その目的、規模、態様などによっては我が国の存立を脅かすことも現実に起こりうる」として「わが国と密接な関係にある他国に対して、武力攻撃が発生しこれにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にこれを排除するための武力の行使は認められる。」と憲法解釈を変えた。つまり見解の一部を引用したうえで結論の部分だけを「憲法上許されない」から「憲法上許容される」と逆転させた。言語道断、ひどい話である。

イ）政府の見解の全文は（昭和47年10月14日）次のとおり。

1972年の政府見解の憲法解釈部分

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、（その）事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

ロ）問題点

- 集団的自衛権の行使とは、自分の国が直接攻撃されていないにもかかわらず、武力攻撃されている他国を守り共に軍事行動に参加することです

- 日本の自衛隊が軍事力を行使するのは、いわゆる自衛権の３要件といわれ、
  ① わが国に対する急迫不正の侵害のあること。
  ② 排除するための適当な手段のないこと。
  ③ 必要最小限度の実力行使の範囲内で反撃すること。
  となっております。
- そこで日本の安全保障政策の軍事的な基本は「専守防衛」です。守りに徹するということです。そのため
  ① 攻撃的な兵器はもたない。空母、中距離弾道ミサイル、爆撃機なども所有しない。
  ② 非核三原則を堅持する。
  ③ 武器の輸出は行わない。
  ④ ODAも軍隊への支援は行わず、民生中心であること。
  ⑤ 国際紛争解決に軍事力は使わない
  となっているのです。
- 集団的自衛権を行使する条件と問題点

  密接な関係にある国が攻撃される
  → 米国以外も対象になり、行使の範囲が拡大
  ↓
  日本の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある
  → 「重大な影響」の定義が曖昧で限定されず
  ↓
  攻撃された国から明確な要請や同意がある
  → 要請が必要なのは常識。なければ主権侵略
  ↓
  政府が総合的に責任を持って判断する
  → 当たり前の話で条件と言えず
  ↓
  事前か事後に国会の承認を受ける
  → 緊急時は事後承認で、歯止めにならず
  ↓
  自衛隊が他国の領域を通る場合は許可を得る
  → 国際的に当然の手続

ハ) 安倍さんは言っていることと、やっていることがあまりにも違います。

① 外国を守るために日本が戦争に巻き込まれるという誤解がある。そんなことはありえない。

↓

しかし集団的自衛権とは「武力攻撃を受けた国から要請を受けて」参戦する

ことなのです。安倍さんの示した集団的自衛権の８事例は、いずれも戦争状態なのです。安倍総理自身（平成 26 年２月 10 日衆・予）「例えば朝鮮有事の際に北朝鮮がアメリカを攻撃したとします。その際いわば国際社会で制裁を行うときに北朝鮮に向かって武器弾薬が運ばれている。その武器弾薬を我々は阻止できるのにそししなくていいのか」と答弁されている。阻止したら北朝鮮からみれば、日本は敵になるので、日本が攻撃を受ける可能性もある。もしミサイルが日本に飛んできて原発に落ちたらどうなりますか。

② 武力行使を目的に他国に自衛隊を原則として派遣しない。

↓

しかし閣議決定のなかには「我が国の武力行使は他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれている」と戦争参加を明らかにしているが、憲法９条２項の「交戦権はこれを認めない」という規定はどうなるのか。日本は交戦権をもっていないのである。
他国の領海内でも新行使３要件を満たす場合には、憲法上許されないわけではないと想定問答には書かれています。ひどいウソです。

③ 集団安全保障については、政府の従来の解釈と論理的整合性がとれないので政府として採用できない。

↓

新３要件を満たすならば、憲法上武力の行使は許容されるとしている。これも従来の発言を否定するもので、いったい何を考えているのかわからない。デタラメ。

④ 安倍総理の事例集発言から考えられる戦争は、朝鮮半島有事、中東ホルムズ海峡、マラッカ海峡、南シナ海と考えられ、安倍総理など与党の考えているこれらの有事から仮想敵として北朝鮮、中国、イラン（？）などを考えている可能性もある。その他、周辺事態には台湾有事も含まれている。

⑤ 朝鮮半島有事

- 韓国と北朝鮮が戦争状態に、アメリカは米韓条約に基づいて参戦。日本はアメリカ韓国の要請に基づいて米艦を防護し、戦地で武器弾薬も補給する。また武力を使った強制的な船舶検査や機雷の除去なども。
- 北朝鮮が 1993 年に NPT から脱退を表明し、アメリカは北の核施設である寧辺（ニョンビョン）を空爆する計画をたてた。そこで 1994 年２月クリントン－細川会議が開かれ、海上封鎖に日本の協力を求めた。さらに機雷の除去、空爆機の援護・補給、艦船の修理をはじめ日本の空港・

港湾の使用を求めた。北海道の千歳、函館空港や苫小牧などの港湾使用など1059項目の要求が出された。

しかし、日本政府は集団的自衛権の行使は憲法上出来ないと言って断った。アメリカは被害も大きいとしてこの計画を取りやめた。

この後、アメリカの要求もあってガイドラインを改定し、そのなかに周辺事態で日米それぞれの協力体制を作り上げたのです。

中東

機雷掃海。戦争中の掃海は武力行使、あるいは武力攻撃になる。相手からは敵とみなされ、攻撃をうける危険性は大。

南シナ海

中国とフィリピンは南沙諸島の領有権をめぐって緊張関係にある。中国とフィリピンが軍事衝突した場合、フィリピンから支援を求められる。

⑥ 戦争を美化する危険性

安倍総理は、「海外での武力行使で我が国が参戦することで、国民や自衛隊員の命の危険が増すのではないか」との質問にまともに答えていないのです。「外交に力を尽くす」「危険はない」などの抽象的答弁です。戦争の悲惨さを想像できないのだろうか。

戦争は美しくも格好よくもない。人間の手足が吹き飛び、内臓が飛び出す。極めてグロテスクだ。ところが、社会から必要とされていないと感じて苦しむ人たちは、戦争の悲惨さを想像する余裕がない。戦争のもたらす痛みより、今の自分の苦しさの方が重く、それを解消してくれるなら戦争をも肯定してしまう。

近年、戦争を描く小説や映画で最も求められるのは「泣ける」こと。冷徹なリアリズムは敬遠される。涙は現実の悲惨さを感動に変えてしまう。泣かせるための装置が「自己犠牲」だ。あの犠牲は、他人のために意味があったのだ、と。日本が起こした昭和の戦争は間違っておらず、特攻隊をヒーロー視して感謝する、国家規模の大きな物語が人気を集める。失われつつある自らのアイデンティティーが救われるからだ。

だが冷静に考えねばならない。そこで払われた犠牲は国家のためだ。その国家は国民を守ったのか。社会をよくしてくれたのか。戦争中はさんざん命を使い捨てにした揚げ句、都合よく英霊に祭り上げた。今後も同じことが起こるだろう。それを今、最も苦しんでいる人たちが受け入れ、求めてしまっているのだ。

1. 「日本と密接な関係にある国」

判断はその時の政府が判断。しかし法律上に明記されているので、どこが該当するのか明らかにされるべき。

しかし、事前に明らかにすることは、世界の国を敵と味方に区分することになる。非常に問題。最悪の表現。

2. 「明白な危険」

政府が認定する明白な危険を検証する手立ては国会にも国民にもない。

「おそれ」→「明白な危険」で行使の範囲が狭まったとは言えない。

「日本への原油の輸入が止まれば、日本経済への打撃は計り知れない」

自民政府は明白な危険と主張している。

「明白な危険」と判断する情報と根拠は特定秘密に指定されると、最も大切な参戦の理由が国民に知らされない危険性が高い。秘密保護法は「国の安全保障に著しい支障を与える恐れがある」情報を特定秘密に指定し、公開を拒否できるようになっている。一方的に政府の都合のよい情報だけが国民に知らされ（昔の大本営発表ように）、国民は自衛隊派遣の理由を知らされないまま戦争へ突入ということに。

武力攻撃事態対処法に「明白な危険が切迫」と規定されている。

この解釈について、福田官房長官（2002.5.16 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会）は、

「ある国が我が国に武力攻撃を行う意図を明示し、攻撃のための多数の艦船・航空機を終結させているような場合」

安倍官房副長官も次のように答弁している。

「わが国への武力攻撃が行われる寸前であることが明々白々な状況」

8事例について

「邦人救出中の米艦艇を自衛隊が防護すること」

1. ガイドラインに関する特別委員会（平成11.3.18）で自民党の中谷元委員は、

「周辺事態について邦人の救出について、特に朝鮮有事のときどう退避させるかについてですが、韓国か米軍の飛行機を頼らざるを得ないんですが、当初ガイドラインにも米軍による邦人の救出を入れて、米国が実施する項目というようなことをお願いしていたのですが、最終的にはアメリカから断られた。アメリカもたくさんの国からそういうことを頼まれると困る、自分のことは自分でやりなさいということで、当然のことだと思います。」と発言されています。

2. 米国務省と国防省の取り決めの中に「国務省は外国人の退避について、他国の政府と正式の協定を締結することを控えている。すべての外国政府に対しては自国民の退避のため計画を策定すること、合衆国政府に自国民退避を依存しないことを強く要請する。」

アメリカに断られていることを何故あんなに熱心に説明するのか、どうも本人だけが知らないようだ。外務省も防衛省も勿論みんな知っている話。日本の最高責任者が、裸の

王様とは情けない。しかも軍隊の艦艇で退避するというのは、戦争中であるのだから大変危険だ。そのうえ自衛艦が防護するなら自衛艦に乗せればいいではないか。

「機雷の掃海」

1. 機雷の掃海は戦争が停戦するか終了して、関係国の了解と協力を得てやるべきこと。戦闘中の掃海は武力攻撃あるいは武力行使にあたるので、相手からは敵とみられ攻撃を受けることになる。原油の輸入が止まれば日本経済が大打撃を受けると安倍総理は繰り返して総会の必要性を主張しているが、いま国家備蓄が 111 日、民間備蓄が 83 日あわせて 194 日分あり、半年以上もつのであって、これでなんとかなるとして歴代政府が準備してきたこと。あまりにもこれも無責任な情緒的発言。

「米艦艇の防護」

1. アメリカの海軍は作戦部長が 5 月 19 日ワシントンで、「集団的自衛権の行使が許されれば、海上自衛隊の艦船と米海軍の主力戦闘部隊である空母打撃群と共同作戦が可能になる」と発言されています。
2. 空母打撃群は、

   大型航空母艦× 1
   ミサイル巡洋艦× 1
   ミサイル駆逐艦× 2
   攻撃型潜水艦× 1
   戦闘支援艦× 1
   7033 人の乗員

これらの攻撃力は航空母艦搭載の攻撃機と護衛艦搭載のトマホーク型によるミサイルによる。

多くの艦上戦闘機や数百発のミサイルが一つのチーム形になっており、自衛艦が防護するといっても、初めからこのシステムの中に入りアメリカの指示に従って闘うことになる。今後のガイドラインの改定でこれらが明らかになり、アメリカの保安官の助手になるということ。

国家安全保障会議事務局と外交安保の関係者が集まり、集団的自衛権の行使が出来ると、対中国でアメリカと自衛隊はどのような協力が可能かという点で議論し、日米の早期警戒機や戦闘機、イージス艦を一つのネットワークでつなぎ一体化させる。

敵が米艦に向けて巡航ミサイルを撃ってきたら、日本はイージス艦から迎撃ミサイルを発射し米国の早期警戒機で誘導して撃ち落すことができるようになる。

役割分担から役割統合でガイドラインに盛り込むという意見が出され、この方向を確認したと報道されている（2014.6.24 読売）。

いったん集団的自衛権をみとめれば、アメリカの要請を断ることが出来ない。何故なら従来断るときの武器だった憲法 9 条によって集団的自衛権の行使は違憲という武器を失うのだから。

VI.安倍総理はどうして集団的自衛権の行使に固執するのか。

1. 安倍さんはかつて「アメリカの青年が血を流しているときに、日本の青年も血を流さなければ真の同盟ではない」とその著書の中ではっきり述べておられます。そして「戦争に巻き込まれるという受け身の発想ではなく、国民の命を守るために何をすべきか能動的な発想をもつ責任がある」とされ、積極的平和主義を主張されています。

2. 安倍さんは、戦後の日本が国際的紛争に軍事力での介入を避けてきたことを消極的平和主義と批判し、積極的に世界の紛争に軍事介入し、世界各地域の平和と安定に貢献することを積極的平和主義と言っているのです。積極的平和主義は、国家安全保障会議の設立、特定秘密保護法の制定、集団的自衛権の行使の３点から成り立っています。

3. ある人はアメリカのコバンザメから独立したサメになりたい、アメリカと対等の関係になりたいという強い希望を安倍さんはもっているのだと言います。しかし、世界はやたらと戦争をやりたがるサメの時代は終わったのです。弱肉強食の時代ではないのです。そして日米の運用実態は、アメリカという保安官の助手の役割にすぎないことが、そのうち明らかになるでしょう。

4. 戦後、日米安保条約に基づく日米の軍事協力関係には、当初から明確な目的があった。米軍がアジアに前方展開する際、日本を拠点にすることだ。このため自衛隊は常に米国の管理下にあり、決して自立行動できない仕組みになっている。
   たとえ改憲しても、この対米従属は続く。米国への依存は変わらないし、むしろ米国の戦略により深く組み込まれることになる。日本が軍備を拡張すればするほど、米国の世界的な軍事活動に積極的な参加を求められるだろう。
   これまで日本は、韓国のようにベトナム戦争に引きずりこまれることなく、イラクやアフガニスタンでの戦闘にも直接関わらずに済んだ。憲法の制約がなければ、こうした米国の誤った戦争に直接巻き込まれていただろう。
   1950 年の朝鮮戦争以降、米国は日本の再軍備を求め、憲法の制約を取り払うことも求めてきた。しかし日本国民はこれまで一貫して、憲法が掲げる反軍国主義の理想を支持し、改憲は実現しなかった。私はそのことに敬服している。
   日本は米国の軍事活動に関与を深める「普通の国」ではなく、憲法を守り、非軍事的な手段で国際問題の解決をめざす国であってほしい（ジョン・ダワー談）

おしえて横路さん

国民投票法について Q&A

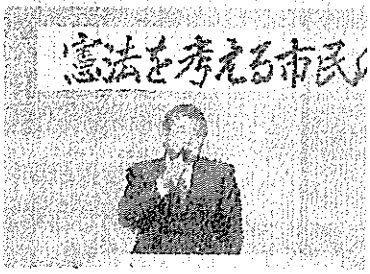

憲法改正国民投票法とは、どういうものですか

Q 国民投票法とは、どういうものですか

A 憲法96条は改正手続について定めています。

① まず国会が衆参両院でそれぞれ総議員の3分の2以上の賛成を得て発議すること。

② それを受けて国民投票で過半数が賛成することと規定しています。

この「国民投票」の具体的な手続を定めるものです。

Q 今まで、どうしてなかったのですか

A 実は60年前に国民投票が話題になったことがあるのです。

1947年3月、いまの憲法が施行される直前に、GHQ（連合国）から日本政府に施行1年後、2年以内に「必要なら憲法改正の必要性を検討して国民投票を行ってはどうか」と言ってきたのです。しかし当時の吉田茂首相は「改正の意見はない」と表明して断ったのです。

その後、憲法はそのまま国民のなかに定着して60年経ったのです。その後歴代自民党政府も自分の内閣では憲法改正を行わないと表明してきたのです。

Q どうして今なのですか

A 安倍首相です。憲法改正のためです。はじめに改憲ありきなのです。

Q 憲法を改正して何をやりたいのですか

A 安倍首相は戦後レジーム（体制）からの脱却を主張の柱にしています。

戦後体制は戦前の体制（天皇主権、軍国主義）の反省のうえに国民主権、平和主義、基本的人権を柱とする憲法が成立し生れたものです。ですから又、戦前の体制へ戻るのですかと疑いたくもなります。

Q 具体的には

A 結局、9条を改正して自衛隊が海外で武力行使をアメリカと共に行うようにしようということですし、基本的人権も制約し国民の国家への義務・義務を拡大するということです。

GHQに押しつけられたと主張する安倍さんが、アメリカの要求に応じてアメリカの為に9条を改悪する。わかりませんね。

安倍さんは、アメリカが日本のために血を流すとき、日本人もアメリカのために血を流す、「血の同盟」にしなければならないと主張しています。「血」の好きな人ですね。

私たちの歴史を直視することで、現在の憲法のもっている意味と意義を理解することができるのです。これからが勝負です。

今後の国民投票のスケジュール

Q これからのスケジュールはどうなりますか

A （資料1）をご覧下さい。

まず本年の秋の臨時国会で憲法審査会が設置されます。ただ憲法改正原案の審議は公布から3年間は凍結されるため、審議が可能になるのは2010年5月からです。審議は1年はかかるでしょうから2011年頃、国民投票ということになります。

Q 憲法審査会は、3年間は何をしているのですか

A 与党は憲法改正の骨子案や要綱の作成が可能と言っています。つまり改憲ムードを盛り上げるために利用しようとするでしょう。

Q 国会の手続はどうなるのですか

A 「資料2」をご覧下さい。

憲法改正案が発議されるには、衆参両院それぞれで総議員の3分の2以上の賛成が必要です。国会で決まれば、国民の周知の期間（60日～180日）をおいて国民投票となります。その手続が国民投票法で定められたのですが、問題が沢山あります。

国民投票法案の争点

Q 投票はどのように行うのですか

A 賛成、反対のいずれかを一定の国会方法で、この合計の過半数が賛成ならば承認、反対ならば否決となります。

問題は白票の扱いです。法律では無効になってしまうのです。

これはおかしいのです。現行憲法の改正に賛成ではないという意思表示ですから、反対にカウントすべきです。

Q 投票は一括なのですか、個別なのですか

A 基本的には「個別」です。この点は良いのですが、関連する事項をまとめて発議することが出来るようになっていますので、何と何が関連するのか、かなり恣意的です。

例えば安全保障で「自衛軍の設置」と「海外での武力行使容認」が一つにまとめられた場合、「自衛軍は認めるが海外での武力行使には反対」という人は、どうするか判断に迷います。そのとき白票の意味は大きいのです。

Q 国民にはどうやって内容を知らせるのですか

A 国会に「国民投票広報協議会」が設けられ、改正案の内容と賛否の意見など厳せた広報を作ることにしていますが、問題はこの協議は衆参両院から10人ずつ選ばれ、しかも議員の比率で割り与えられますので、圧倒的に与党が多くなるのです。一方的な広報になる可能性があります。

Q マスコミの報道や広告に規制はあるのですか

A 投票14日前から、テレビ・ラジオによる広告は禁止されますが、それ以前は自由です。お金を持っている勢力が、高いテレビCMを買い占める可能性が大きいのです。一方的な宣伝が大量に流されることは自由なのです。このことを許してはならないと思います。

Q 国民は自由に憲法改正に賛成、反対の運動が出来るのですか

A 公務員や教育者が自らの地位を利用して賛否を呼びかけることは禁止しています。

Q 処罰されるのですか

A 罰則はありませんが、懲戒などの行政処分の対象になるのです。大きな問題です。

しかもどんなことがダメで、どんなことが許されるのか、はっきりしないのです。意見を表明するのは民いが働きかけてはいけないと与党は答弁していますが、大学教授が反対の集会で講演をした場合はどうなるのか。学校で憲法を教えることも出来なくなります。一番大きな問題です。国の基本である憲法について、すべての人が意見を表明し自己の信念に従って行動する自由と権利をもっているのです。しかも公務員は憲法で憲法遵守義務を負っているのですから、国民に対して憲法をきちんと知らせることも大切なことです。

Q この他どんな問題点がありますか

A 最低投票率を決めるべきだという議論が自民党などから主張されています。

たしかに20%の投票率でその過半数といいますと国民の一割の人の賛成で改憲されてしまうことになるのです。

Q いよいよ闘いですね

A 国民投票法が成立したからといって、この世の終わりではありません。先ず7月の参議院選挙で「憲法を大切にする」、特に9条改憲に反対の人を議会に送り込むことです。

私は憲法の制定過程やその内容を国民の皆さんに知って頂ければ安倍改憲を阻止することが出来ると考えています。

（資料1）
憲法改正のスケジュールの予測

2007年5月	国民投票法案成立
7月	参議院選挙
秋の臨時国会	衆参両院に憲法審査会設置
2009年9月	自民党総裁選、安倍首相再選？ 衆議院が任期満了
2010年5月	憲法審査会の改憲原案審議が解禁
夏	参議院選挙
2011年前半	国会が改憲案を発議？
後半	国民投票実施？
2012年9月	安倍首相が自民党総裁任期切れで退任

（資料2）
憲法改正の流れ
（衆議院に改憲原案が提出された場合）
・衆院
①原案の提出（100人以上の賛成が必要）
②憲法審査会で可決（過半数の賛成が必要）
③本会議で可決（総議員の3分の2以上の賛成が必要）

・参院
①憲法審査会で可決（過半数の賛成が必要）
②本会議で可決（総議員の3分の2以上の賛成が必要）
③国会が改憲案を発議
④周知期間、国民投票運動が展開（60日―180日）
⑤国民投票（過半数の賛成で承認）
⑥天皇が公布

（資料3）
国民投票法案の骨子
●投票テーマ 憲法改正に制限
●投票年齢 18歳以上。3年以内に公職選挙法などを改正し、選挙権も18歳以上に
●周知期間 憲法改正案の国会発議から60日以降180日以内に投票を実施
●広報 衆参各10人で構成する「国民投票広報協議会」を国会に設置。公報などを作成
●国民投票運動の規制 公務員の政治的行為を制限する公務員法制上の規定を適用。賛否の勧誘や意見表明が制限されないよう3年以内の法整備。公務員・教育者の地位を利用した賛否の勧誘を禁止
●広告規制 投票14日前からテレビ・ラジオによる広告禁止
●施行時期 3年後。施行までの衆参両院の憲法審査会は改憲案の審査・提出をしない
※賛成が有効投票総数の2分の1を超えた場合は承認
白紙等は算入せず

日本国憲法９条について

衆議院議員　横路　孝弘

現在、憲法を巡っていろんな議論が行われております。今の憲法はアメリカ占領軍（ＧＨＱ）に押し付けられたものだとか、あるいはもうすでに自衛隊がこのように存在しているのだから、それをきちんと認める必要があるのではないかとか、日本の文化や伝統を重んじた新しい憲法にすべきではないかとか、いろんな議論があります。しかし改正の狙いは憲法９条です。

私はこの際、日本の憲法、特に憲法９条、これができた背景についてお話したいと思います。

明治維新によってできた明治政府は富国強兵を掲げてスタートしたわけですが、スタートしてすぐの明治７年には台湾出兵、台湾に兵隊を送り出しています。次の年の明治８年には江華島事件、開国を拒む朝鮮に対して軍艦を出動して示威行動を行なっていたわけですが、その時に漢江の河口にある江華島付近で沿岸の砲台から砲撃を受けたということで、それに対して報復攻撃を行なったわけです。その後、甲申事変、東学党の乱など、日本の国民保護を名目に朝鮮に対して兵隊を送ってきたわけですね。そしてそれが日韓併合に至って、いわば植民地という形で終戦を迎えるわけです。

他方、明治 27 年(1894 年)の韓国の東学党の乱に清国が出兵したのに対して、日本も居留民保護ということを名目に出兵して、これで日清戦争が始まるわけです。そして義和団の乱、アモイ事件、山東出兵。日露戦争、シベリア出兵もありましたし、第１次大戦での青島攻略もありまして、中国大陸に兵隊をたびたび送ってきたわけですが、1931 年満州事変そして上海事変ということで、日本は満州国を成立させて中国への侵略を進め、結局、日中戦争に突入したわけです。

さらに真珠湾攻撃からアメリカ相手に戦争を引き起こし、最後は広島・長崎の原爆で終わったという歴史を持っています。

明治以降の日本は、外国から侵略されたことは一度もないわけですし、中国や朝鮮半島の国々が日本を侵略したということは一度もないのです。

むしろ朝鮮を植民地化し、中国に満州国を成立させ、兵隊をたびたび送って侵略してきた日本。そして真珠湾から広島・長崎の原爆、ポツダム宣言の受託であの戦争は終りを告げました。

これを機に日本は軍国主義の体制と決別して、平和で民主的な国家に生まれ変わろうとした。これが日本国憲法の出発点になったわけです。ですから民主化を進めること、脱軍事化をすすめること、脱植民地化を進めること、それがいわば国際的な公約だったわけです。

明治以降、特に昭和になってから、日本政府は戦争を遂行するため、人やモノや情報やお金など全部国家に集中し、国家総動員体制をとったわけです。人々はどんどん徴用されましたし、物価も物価統制令の下でコントロールされました。基本的人権は抑圧され、表現の自由もなかったし報道の自由もなかった。治安維持法というのも制定されました。

実は私の叔父、私の母の兄ですけれども、慶応大学の学生の時に、当時始まった大学における軍事教練に反対して、京都大学学連事件を起こして責任を問われ、日本の治安維持法逮捕第１号となってしまいました。その後ずっと戦争に反対して、1934 年に品川警察署の獄中で亡くなりました。

つまり戦争を遂行するための国家体制というのは、やはり国家が第一で国民は第二なのです。

その下に全ての権力が国家を中心に動いていって、その結果、戦争を引き起こし、アジアの人々に多大なる迷惑をかけたわけで、その死者は2000万人以上といわれています。日本人も313万人、うち軍人軍属242万人亡くなりました。

戦争を遂行する体制、これへの反省、それから明治以降の日本の近代史の反省、さらに広島・長崎の原爆の衝撃。こういったものが新しい憲法に本当に大きく反映しているわけであります。

もともと戦争というのは国家主権の行為のひとつとして、例えば18世紀19世紀に、資源を獲得する、領土を拡大するということで戦争が行なわれてきました。しかしだんだんと軍事的技術が発展してきて、それだけに一般市民にも影響が及ぶようになってきて、「戦争を違法化しよう」という考えや世界の平和をどうするかという動きがだんだん生まれてきたのです。

第1次大戦のあとにアメリカでは「戦争というのは違法なもので、非合法化しよう。自衛戦争を含むあらゆる戦争を認めない」という動きが生まれましたし、欧州では集団的な安全保障によって戦争を抑止していこうという動きが出てきました。それが国際連盟であり、パリの不戦条約になったわけです。

国際連盟は日本も参加したわけですけれども、集団的で国際的な社会秩序の中で戦争を抑止しようとしました。しかしその後、日本は脱退して戦争に突入していったのです。

それから不戦条約というのは1928年、パリで署名されましたから「パリ条約」とも言われますが、その第1条に戦争放棄が謳われていまして、「締約国は、国際紛争解決のため戦争に訴えることを非とし、かつその相互関係において国家の政策の手段としての戦争を放棄することをその各自の人民の名において厳粛に宣言す」。第2条は紛争の平和的解決で、「締約国は、相互間に起こることあるべき一切の紛争または紛議は、その性質または起因の如何を問わず、平和的手段に依るの外これが処理または解決を求めざることを約す」。

日本もこの条約にサインしました。そのときの日本の外務大臣は幣原喜重郎さんでした。

しかし、第2次世界大戦が起きたわけです。第2次大戦でまた大きな被害を受けて、やはり戦争をなくすように、平和を国際的な話し合いの場で解決できないかということで国際連合、つまり国連が誕生したわけです。

その国連憲章の目的と原則を見ますと、第2条で「加盟国は国際紛争を平和的手段によって解決しなければならない」。その国際関係において2条4項で「武力による威嚇または武力の行使を慎まなければならない」。戦争や紛争を平和的に解決する、あるいはそれに対して侵略行為が行なわれたときには安全保障理事会を中心にして、まずは非軍事的な措置、それでもダメな場合には軍事的な措置をとって平和を維持しますよというのが国連憲章の内容です。

つまり国連には「戦争は違法だ」ということを認めた国が参加しているのです。そして違法だということを認めて参加したにもかかわらず、その約束を破った国に対しては共同で制裁を課するという仕組みになっているわけです。

本当は国連がスタートしたときに国連軍をつくって、それが秩序維持に当たろうとしたわけですが、その頃すでに米ソの対立が生まれていまして、残念ながら国連軍をつくることができませんでした。

そしてその後の冷戦で安全保障理事会も機能しなくなるのです。国連が認めている例外的な軍事行使は国連憲章51条の自衛権で、これは国連の安全保障理事会が何らかの措置を取るまでの間、攻撃を受けた、侵略を受けた国はそれを跳ね返すだけの権限は行使していいよと。しかしそれは

国連安保理が措置を取るまでの間だよと、こういう国連の規定になっているわけです。

日本国憲法は国連憲章のあとにできたわけですから、こういった歴史的な日本の国の反省、そして同時に世界的に大きな戦争違法化の流れ、こういう流れの中で憲法９条は誕生したわけであります。

特に昭和21年、当時の総理大臣があのパリの不戦条約のときの外務大臣だった幣原喜重郎さんでした。「マッカーサー・幣原喜重郎会談」が昭和21年１月24日に行なわれました。その模様はマッカーサーがアメリカ上院外交合同委員会で昭和26年５月５日に証言しています。その証言によると、「日本の首相、幣原氏が私のところにやってきてこう言ったのです。『私は長い間熟慮して、この問題の唯一の解決は戦争をなくすことだという確信に至りました。私は非常にためらいながら、軍人であるあなたのもとにこの問題の相談に来ました。なぜならば、あなたは私の提案を受け入れないだろうと思っているからです。しかし私は、いま起草している憲法の中にそういう条項を入れる努力をしたいのです』」。

マッカーサーは、広島・長崎の原爆で亡くなった人を一人一人数え、一人一人埋葬していった日本の総理大臣のその言葉に非常に感激したということを述べています。

そして幣原さんは『外交５０年』の中で、「私は総理の職に就いたとき、憲法の中に未来永劫戦争をしないようにし、政治のやり方をかえることにした。つまり戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならないという見えざる力が私の頭を支配したのであった」「日本の生きる道は、軍備よりも何よりも、正義の大道を辿って天下の公論に訴える、これ以外にはないと思う」と記しています。

私は、日本国憲法９条１項２項、国際紛争を解決する手段としては武力を行使しないという１項、そのための戦力は持たない、交戦権は行なわないという２項の根底には、世界的な流れ、そして日本の反省、とりわけ原爆の衝撃というのが非常に大きくあると思います。

そういう背景の中で憲法９条は誕生したのだということを、私どもはしっかりと見ていかなければいけないと思います。

そして９条があったおかげで、戦後日本の繁栄は軍事産業に頼ることなく、自動車産業だとか電機産業というような民間の技術、民需によって発展してきたわけですし、その間、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争に参加することもなく、また国家の戒厳令のようなことと無縁な自由社会として日本は６０年間過ごすことができたわけであります。

いま憲法改正論がいわれています。憲法９条の下で自衛隊がこれほど大きな軍事力としてあるのだから、それを認めるように憲法を改正して規定しようではないかという意見もあります。

現実がこうだから憲法を現実にあわせようとするならば憲法はいりません。憲法というのは国としての理想とか目標、国の大きなかたちを決めている、それが憲法なのです。特に日本の憲法は国の骨格、かたち、目標、理念を決めた憲法になっているわけです。

ですから憲法を改正しなければできないことはかなり限られておりまして、天皇を元首にするとか大統領制にするとか、首相公選制にするとか、二院制を廃止して参議院をやめてしまうとか、憲法裁判所を新設するということはできません。また９条があるために、集団的自衛権の行使や海外での武力行使はできません。緊急事態宣言いわゆる戒厳令を敷くこともできませんし、基本的人権の大幅な制限もできないのです。

ですから憲法改正論の真の狙いは何かというと、憲法９条の下で、できないことをやれるよう

にするということです。

ひとつは、例えばアメリカのパウエル前国務長官やアーミテージ前国務副長官が日本に対して「憲法９条は日米同盟の障害になっている」ということを言いました。障害になっているとはどういうことかというと、アメリカの要求は、アメリカが軍事力を行使した時に、いつでも日本も一緒に行動してもらいたい、いわゆる集団的自衛権の行使を要求しているわけです。つまり日本の自衛隊は「日本を守る」ことから、「日本とアメリカを守る軍隊になる」ということです。

あるアメリカの高官が「日本は保安官（アメリカ）の助手になってもらいたい」と言いました。これはもう露骨な言い方ですね、属国扱いです。そういう点がひとつです。

憲法９条１項２項の中で、６０年間議論してきた憲法論があります。そしてその結果確立した原則は何かといいますと、国際紛争を解決する手段としての軍事力は持たないけれども、日本の国が攻撃された時に自衛権を行使することは国家の基本的権利であり、そこまで放棄したのではないという解釈で自衛隊を認めてきたわけです。

したがって一番の基本は何かといいますと、まず自衛権を行使する３要件というのがあります。それは、日本の国土に対して外国からの攻撃があって、それを避けることができない時に、反撃する力なのです。あくまでも日本の国土に対する攻撃から守る「国土防衛」の組織が自衛隊なのです。国土を守るだけですから海外に出て行くことはないわけです。日本の国が攻撃されていないのに、アメリカが攻撃されたからといって、あるいはアメリカが自衛権を行使するからといって、日本の自衛権が行使されることはないわけです。

守るだけですから、中長距離ミサイルだとか核兵器、航空母艦、攻撃的な兵器は持たないということになります。それがいわゆる「専守防衛」という考え方なのです。

これらの９条１項２項の下で、日本は武器を輸出しない国になりますよ、徴兵制度もとりませんよという原則がつくられてきたわけです。

ですから、自衛隊があるから自衛権の存在だけ規定すればいいではないかといいますが、９条１項２項、特に２項を削除してしまったら、その瞬間から今まで積み重ねてきたこうした考え方がゼロになります。

新しくそこから始まるのは、普通の国の軍事論です。それはどういうものかというと「攻撃は最大の防御なり」です。先制的攻撃論、相手に脅威を与える軍事力を持たなければいけない、つまり抑止力を持とうということになるのです。抑止力というと、まわりの国よりも常に大きな力を持つ。周辺国が核を持てば日本も核を持つ。ミサイルを持てばこちらも持つ。こういう考え方になっていくわけです。米ソの核ミサイルを巡る競争などもまさにそうしたものでありました。

ですから９条がなくなったら、まさしく軍事力は歯止めがない形でどんどん広がっていく。しかも日米同盟の強化という名の下に、日米の軍隊の運用の一元化、これがますます進められていくわけです。

戦後の憲法原則は、最近のアフガニスタンやイラク戦争への自衛隊の参加によって、基本原則そのものが危うくなっていますが、さらにここで憲法を改正してしまえば、それはもう全く今までの原則がゼロになって、軍事論に立脚する考え方になるわけでありまして、非常に大きな問題だと言わざるを得ません。

そしてもうひとつ、９条を改正することによってどうなるか。今まで発表されたいろいろな憲法改正論に共通しているのは、９条改正、集団的自衛権の行使、総理大臣へ権限を集中して戒厳

令を敷く、戒厳令を敷いた場合には基本的人権に制限を加えるというものなのです。

つまり９条を改正することによって、戦争ということが現実化してきます。戦争状態になった時にどうするかということを考えようと。すでに国民保護法制があるわけですが、総理大臣に非常に大きな権限が与えられることになるわけであります。

自民党が昨年発表した憲法改正草案を見てみますと、その中に国家緊急事態というのがあります。この改正案第８章の「国家緊急事態の布告」には、「総理大臣は次に掲げる国家緊急事態が生じたと認めるときは、法律で定めるところにより、その旨を布告するものとする」。「防衛緊急事態：外部からの武力攻撃により国家の独立または安全に重大な影響が生じ、または生じるおそれがある事態」。そしてそういう事態において何をするかということも書かれています。「国家緊急事態における基本的な権利・自由の制限に関する措置：国家緊急事態の布告が発せられた場合には、この憲法及びこの憲法の規定に基づく法律の定めるところにより、第３章に定める基本的な権利・自由は、その布告が発せられている期間、特にこれを制限することができるものとすること」。この第３章に定める基本的な権利・自由というのは表現の自由だとか思想の自由、信教の自由、集会の自由など基本的な人権といわれるものです。これを制限することができると書いて、さらに国会及び国会議員に関する特例措置という項目がありまして、「国家緊急事態において、国会の措置を待つ暇がないときは、内閣総理大臣は必要な措置を講ずるため、法律で定めるべき事項に関し、政令を制定することができるものとすること」。こういう規定があります。

つまり、緊急事態に総理大臣は基本的人権の制限ができる。急なときは政令で、つまり総理大臣の一存でその規制をかけることができるというのが、自民党内で一度つくられた憲法改正草案の中に規定されているのです。

９条改正ということで私が強調したいのは、そのことによって総理大臣に権限が非常に集中される、そしてその結果、基本的人権が制限されるということなのです。ここを私どもは決して見逃してはいけないと思います。

ドイツのワイマール憲法というのがあります。第１次大戦後にできた非常に民主的な憲法です。特にこの憲法では生存権や労働者の権利といわれるものが規定された、そういう意味では先進的な憲法だったわけですが、ひとつ大きな間違いをしてしまいました。それはワイマール憲法４８条２項ですけれども、そこにどのように規定されているかというと、「公共の安寧秩序に著しい障害が生じ、またはその恐れがあるときは、大統領は公共の安寧秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要な場合には武装兵力を用いて介入することができる。この目的のために大統領は一時的に人身の自由、住居の不可侵、信書郵便・電信電話の秘密、意見表明等の自由、集会の自由、結社の自由に定められている基本権の全部または一部を停止することができる」と。これでヒトラーは武装兵力を使って人々の基本的権利を侵害しながら政権を取って、あの第二次大戦を起こしていったわけです。

今まで発表された憲法改正草案を見ますと、内閣総理大臣に権限を与えて戒厳令を敷くことができるようにすると。そしてその結果、基本的人権は法律どころか政令で規制することができるのだと、こういう規定をしているわけであります。

ですから９条を改正するということは、いま自衛隊が存在しているからそれを認めるだけという話どころか、国のかたち、骨格、そういうものに非常に大きな影響を与えていくということを私どもはしっかり見ていかなければいけないと思っています。

日本の憲法９条は世界的な大きな流れと日本の歴史の流れの中で生まれたと先ほど申し上げましたけれども、では国連は何をめざしていたのでしょうか。

国連は冒頭少し申し上げましたが、国連軍をつくって平和秩序の維持に当たろうということで、そのためのいろんな規定が国連憲章の中にあります。例えば４７条では軍事参謀委員会をつくって安全保障理事会の下でいろいろな行動をしていこうということや、４３条では特別協定を結んで各国に軍隊を出してもらって、その軍隊によって秩序維持を図っていこうというようやことなどが規定されています。そういう国連の規定があります。

その国連憲章の精神をさらに明らかにしたものとして、１９６１年９月２０日の「軍縮交渉の８原則」という、軍縮交渉の基礎となる原則について合意され、第１６回国連総会に報告された「米ソ共同声明」があります。そのベースになっているのは「マクロイ＝ゾーリン協定」という条文案です。

これは３つの段階を経て各国の軍隊をなくしていこうという考えです。その米ソ共同声明を少し紹介しますと、

１．軍縮とは全般的かつ完全であって、戦争がもはや国際問題を解決する手段ではない。

２．軍縮は、紛争の平和的解決のための信頼できる措置ならびに国連憲章の原則に基づく平和維持のための有効な取り決めの確立が必要だ。

ということで、

３．全般的・完全軍縮のための計画は、それぞれの国家が国内秩序を維持して国民の個人的安全を守るために必要であると合意される非核兵器、兵力、設備、施設のみを保有し、またそれぞれの国家は国連平和軍のために合意された人員を維持して提供することを保障すべきである。

とあります。

そして完全軍縮のための計画は、まず軍隊の解散、基地を含む軍事施設の撤去、武器の生産中止ならびに武器の廃棄または平和的目的への転換、核化学細菌兵器などの大量破壊兵器の全ての貯蔵の廃棄、生産の停止、これらを送達する手段（ミサイル）の廃棄、各国の軍事目的を組織することを狙いとした機構的機関の廃止、軍事訓練の停止、軍事支出の停止、など必要な規定を含むべきとしています。

つまり国連平和維持軍をつくって、各国は国内秩序を維持するための警察力やコーストガード、海上保安庁ですね、これらを残して、完全軍縮を達成していこうというのがこの１９６１年９月２０日、ソ連のフルシチョフとアメリカのケネディという二人の平和共存の時代の協定だったのです。しかしその後、ケネディは暗殺され、ソ連はブルジネフに代わり、今日まで来ています。

私は、日本の憲法はそうした国連憲章の目標・理想を具体化しようとした努力の表れだと思っています。世界各国の憲法は、それぞれ各地で勝ち取られてきた人間の、人類の智恵の塊なのです。イギリスは王政の下で国王の権力をコントロールしながら議会制民主主義という制度をつくりあげて、それがいま各国に広がっています。フランスは何と言っても人権宣言で、自由と平等です。ドイツはワイマール憲法で生存権や労働者の権利を規定しました。アメリカは、何事によらず法律の手続きによらなければ身柄を拘束されたり逮捕されたりすることはないという「due process of law」という「法律による手続き」という原則を世界に向かって広めました。

ですから日本の憲法というのは、これらイギリスやフランスやドイツやアメリカでいろいろと

勝ち取ってきたもの全部を包含している憲法です。そしてこれに唯一新しいものとして付け加えられているのが憲法９条なのです。

ですからこの９条は、国際社会、国連の大きな目標であり理想であるということ、そして日本の国としてそれを決して放棄することなく、それを掲げて日本政府も日本国民も努力していくということが大変大事なことなのだということを忘れてはいけないと思っております。

冷戦が続いている間も、国連は国連で国連憲章の規定外に、ともかく平和を維持するための努力をしてきました。ＰＫＯもそうです。１９４０年代からインド・パキスタンの国境であるカシミール地区、それから中東地域、こういうところでお互いの紛争が再発しないように国境監視するとか、兵力を引き離すこと、中立地帯を援護するという形でＰＫＯ活動が行なわれてきましたし、イラクがクウェートに侵攻したときはそれは認めることはできないということで、多国籍軍という形でその活動が行なわれました。

ＰＫＯは国連の指揮下において、国連の「ＵＮ」という旗の下に活動を行なっています。多国籍軍はまだそこまでいっていません。湾岸戦争のときのような多国籍軍は、どちらかというとアメリカが国連軍という標章をしないで、同盟軍という形で、国連旗も使わないでやったわけです。それに対する批判もありまして、その後、期間を短くするとか、あるいは行動記録を１週間ごとにきちっと報告するとか、使用できる武器を制限するという形で多国籍軍にも制約を加えつつあります。

だんだんとＰＫＯと多国籍軍が統合していって、あとは各国が自分の国の軍備を縮小するという動きになっていけば、日本国憲法９条の理想が出来上がっていくわけです。そこまではまだまだ時間がかかりますし、特にアメリカは今のブッシュ政権下ではとても無理なことです。ブッシュ政権というのは国連を全く相手にせず、同盟国と共に自分のやりたいことだけやるということですから、これはダメですが、しかし湾岸戦争のあとにアメリカ上院外交委員会でも国連の特別協定に基づく国連軍をつくろうではないかというようなことの決議をしたこともあるのです。

人々が生きていくために大事なのは何よりも平和ですから、そのための枠組みをしっかりつくっていく努力をする、そのために憲法９条はなくてはならないものだと考えております。

以上

ワイツゼッカー旧西ドイツ大統領

ドイツ敗戦４０周年にあたる演説

（一部抜粋）

我々にとっての５月８日は、何よりもまず、人々が舐めた辛酸を心に刻む日であり、同時に我々の歴史の歩みに思いを凝らす日でもあります。

この日を記念するに際して、誠実であればあるほど、よりこだわりなくこの日のもたらした諸々の帰結に責任を取れるのであります。

罪の有無、老若いずれをも問わず、我々全員が過去を引き受けなければなりません。

全員が過去からの帰結に関わり合っており、過去に対する責任を負わされているのであります。

問題は、過去を克服することではありません。さようなことは出来るわけはありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけには参りません。

過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目となります。

非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。

(1985.5.8)

慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話

平成５年８月４日

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年 12 月より、調査を進めて来たが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考える。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。

「戦後50周年の終戦記念日にあたって」(いわゆる村山談話)

平成7年8月15日

先の大戦が終わりを告げてから、50年の歳月が流れました。今、あらためて、あの戦争によって犠牲となられた内外の多くの人々に思いを馳せるとき、万感胸に迫るものがあります。

敗戦後、日本は、あの焼け野原から、幾多の困難を乗りこえて、今日の平和と繁栄を築いてまいりました。このことは私たちの誇りであり、そのために注がれた国民の皆様1人1人の英知とたゆみない努力に、私は心から敬意の念を表わすものであります。ここに至るまで、米国をはじめ、世界の国々から寄せられた支援と協力に対し、あらためて深甚な謝意を表明いたします。また、アジア太平洋近隣諸国、米国、さらには欧州諸国との間に今日のような友好関係を築き上げるに至ったことを、心から喜びたいと思います。

平和で豊かな日本となった今日、私たちはややもすればこの平和の尊さ、有難さを忘れがちになります。私たちは過去のあやまちを2度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さを若い世代に語り伝えていかなければなりません。とくに近隣諸国の人々と手を携えて、アジア太平洋地域ひいては世界の平和を確かなものとしていくためには、なによりも、これらの諸国との間に深い理解と信頼にもとづいた関係を培っていくことが不可欠と考えます。政府は、この考えにもとづき、特に近現代における日本と近隣アジア諸国との関係にかかわる歴史研究を支援し、各国との交流の飛躍的な拡大をはかるために、この2つを柱とした平和友好交流事業を展開しております。また、現在取り組んでいる戦後処理問題についても、わが国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、ひき続き誠実に対応してまいります。

いま、戦後50周年の節目に当たり、われわれが銘記すべきことは、来し方を訪ねて歴史の教訓に学び、未来を望んで、人類社会の平和と繁栄への道を誤らないことであります。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。

敗戦の日から50周年を迎えた今日、わが国は、深い反省に立ち、独善的なナショナリズムを排し、責任ある国際社会の一員として国際協調を促進し、それを通じて、平和の理念と民主主義とを押し広めていかなければなりません。同時に、わが国は、唯一の被爆国としての体験を踏まえて、核兵器の究極の廃絶を目指し、核不拡散体制の強化など、国際的な軍縮を積極的に推進していくことが肝要であります。これこそ、過去に対するつぐないとなり、犠牲となられた方々の御霊を鎮めるゆえんとなると、私は信じております。

「杖るは信に如くは莫し」と申します。この記念すべき時に当たり、信義を施政の根幹とすることを内外に表明し、私の誓いの言葉といたします。

第九版

日本国憲法について

ナショナリズムは、どの民族にあっても悪いものではない
ただ、浅はかなナショナリズムというものは
・　老人の場合、一種の呆けである
・　壮年の場合は、自己についての自信のなさの一表現かもしれぬ
・　若者の場合は、単に無知のあらわれでしかない

―　司馬　遼太郎　―

衆議院議員　横路孝弘

目次

付録1　帝國憲法改正案……1
付録2　帝國憲法改正案……17
大日本帝国憲法……19
日本国憲法改正草案　自由民主党（現行憲法対照）……21

付録1

帝國憲法改正案

右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する。

昭和二十一年八月二十四日

衆議院議長　山崎　猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

……

朕は、國民の至高の總意に基いて、基本的人權を尊重し、國民の自由の福祉を永久に確保し、民主主義的傾向の強化に對する一切の障害を除去し、進んで戰爭を抛棄して、世界永遠の平和を希求し、これにより國家再建の礎を固めるために、國民の自由に表明した意思による憲法の全面的改正を意圖し、ここに帝國憲法第七十三條によつて、帝國憲法の改正案を帝國議會の議に付する。

御名御璽

昭和二十一年六月二十日

内閣總理大臣　吉田　茂

……

日本國憲法

（小字及び――は衆議院修正）

日本國民は、國會（○國會における）における正當に選擧された○代表者を通じて、行動し、われらとわれらの我ら自身と子孫のために、諸國民との（協和による成果と、）間に平和的協力を成立させ、わが日本國全土にわたつて自由のもたらす恵澤）福祉を確保し、政府の行爲（行動）によつて再び戰爭の慘禍が發生しないやうにすることを決意し、ここに（主權が國民に）國民の總意が至高なものであること（存する）を宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の崇高な信託によるものであり（あつて、）、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行ひ（行使し、）、その（福利）利益は國民がこれを享受するものである（受けるものであつて）、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、

この原理に基く。ものである。我らは、この憲法に反する一切の○法令と詔勅を廢止する。

日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであつて、我らの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねようと決意した。我らは、平和を維持し、專制と隷從と壓迫と偏狹を地上から永遠に拂拭しようと努めてゐる國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、すべての國の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

我らは、いづれの國家も、自國のことのみに專念して他國を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に從ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。

第一章　天皇

第一條　天皇は、日本國の象徵であり日本國民統合の象徵であつて、この地位は、○日本國民の至高の總意に基く。

第二條　皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三條　天皇の國務に關するすべての行爲には、內閣の助言と承認を必要とし、內閣が、その責任を負ふ。

第四條　天皇は、この憲法の定める國務のみを行ひ、政治に關する權能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その權能を委任することができる。

第五條　皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその權能を行ふ。この場合には、前條第一項の規定を準

用する。

第六條　天皇は、國會の指名に基いて、內閣總理大臣を任命する。

天皇は、內閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七條　天皇は、內閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に關する行爲を行ふ。

一　憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。

二　國會を召集すること。

三　衆議院を解散すること。

四　國會議員の總選擧の施行を公示すること。

五　國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任狀及び大使及び公使の信任狀を認證すること。

六　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復權を認證すること。

七　榮典を授與すること。

八　批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證すること。

九　外國の大使及び公使を接受すること。

十　儀式を行ふこと。

第八條　皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜與することは、國會の議決に基かなければならない。

第二章　戰爭の放棄

第九條　日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠實に希求し、國權の發動たる戰爭と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛爭を他國との間の紛爭の解決の手段としては、永久にこれを抛棄する。

○前項の目的を達するため、○陸海空軍その他の戰力は、これを保持してはならない。國の交戰權は、これを認めない。

第三章　國民の權利及び義務

第十條　日本國民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一條　國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利

として、現在及び將來の國民に與へられる。

第十一條　この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならぬのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十二條　すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十三條　すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別を受けない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勳章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴はない。榮典の授與は、現にこれを有し、又は將來これを受ける者の一代に限り、その效力を有する。

第十四條　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。

すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

すべて選擧における投票の秘密は、これを侵してはならない。選擧人は、その選擇に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十五條　何人も、損害の救濟、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正その他の事項に關し、平穩に請願する權利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十六條　何人も、公務員の不法行爲により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團體に、その賠償を求めることができる。

第十七條　何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る

處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十七條　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第十八條　信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に參加することを强制されない。

國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第十九條　集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十條　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選擇の自由を有する。

何人も、外國に移住し、又は國籍を離脫する自由を侵されない。

第二十一條　學問の自由は、これを保障する。

第二十二條　婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選擇、財産權、相續、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十三條　すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を營む權利を有する。

國は、すべての生活部面について、社會の福祉、社會生活の保障及び公衆衞生の向上及び增進のために努めに立案されなければならない。

第二十四條　すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。

すべて國民は、○法律の定めるところにより、○その保護する子女兒童に普通初等教育を受けさせる義務を負ふ。義務初等教育は、これを無償とする。

第二十七 二十五條　すべて國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。する。

賃金、就業時間○、休息○その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。

兒童は、これを酷使してはならない。

第二十八 二十六條　勤勞者の團結する權利及び團體交渉その他の團體行動をする權利は、これを保障する。

第二十九 二十七條　財産權は、これを侵してはならない。

財産權の內容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十條　國民は、法律の定めるところにより、納稅の義務を負ふ。

第三十一 二十八條　何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二 二十九條　何人も、裁判所において裁判を受ける權利を奪はれない。

第三十三 三十條　何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、權限を有する司法官憲が發し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令狀によらなければ、逮捕されない。

第三十四 三十一條　何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する權利を與へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五 三十二條　何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押收を受けることのない權利は、第三十三 三十條の場合を除いて

は、正當な理由に基いて發せられ、且つ捜索する場所及び押收する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

捜索又は押收は、權限を有する司法官憲が發する各別の令狀により、これを行ふ。

第三十三條　公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶對にこれを禁ずる。

第三十四條　すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける權利を有する。

刑事被告人は、すべての證人に對して審問する機會を充分に與へられ、又、公費で自己のために強制的手續により證人を求める權利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第三十五條　何人も、自己に不利益な供述を強要されない。強制、拷問若しくは脅迫の下での自白又は不當に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを證據とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十六條　何人も、實行の時に適法であつた行爲又は既に無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十條　何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。

第四章　國會

第四十一條　國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

第四十二條　國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構成する。

第四十三條　兩議院は、全國民を代表する選舉された議員でこれを組織する。

兩議院の議員の定數は、法律でこれを定める。

第四十四條　兩議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信條、性別、社會的身分又は門地、教育、財産又は收入によつて差別してはならない。

第四十五條　衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間滿了前に終了する。

第四十六條　參議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半數を改選する。

第四十七條　選舉區、投票の方法その他兩議院の議員の選舉に關する事項は、法律でこれを定める。

第四十八條　何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

第四十九條　兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歲費を受ける。

第五十條　兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國會の會期中逮捕されず、會期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、會期中これを釋放しなければならない。

第五十一條　兩議院の議員は、議院で行つた演說、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十二條　國會の常會は、毎年一回これを召集する。

第五十三條　內閣は、國會の臨時會の召集を決定することができる。

いづれかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、內閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四條　衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以內に、衆議院議員の總選舉を行ひ、その選舉の日から三十日以內に、國會を召集しなければならない。

衆議院が解散されたときは、參議院は同時に閉會となる。但し、

内閣は、國に緊急の必要があるときは、參議院の緊急集會を求めることができる。

前項但書の緊急集會において採られた措置は、臨時のものであつて、次の國會開會の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その效力を失ふ。

第五十五條　兩議院は、各〻その議員の選擧又は資格に關する爭訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多數による議決を必要とする。

第五十六條　兩議院は、各〻その總議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

兩議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半數でこれを決し、可否同數のときは、議長の決するところによる。

第五十七條　兩議院の會議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多數で議決したときは、祕密會を開くことができる。

兩議院は、各〻その會議の記錄を保存し、祕密會の記錄の中で特に祕密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議錄に記載しなければならない。

第五十八條　兩議院は、各〻その議長その他の役員を選任する。

兩議院は、各〻その會議その他の手續及び内部の規律に關する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多數による議決を必要とする。

第五十九條　法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、兩議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、參議院でこれと異なつた議決をした法律案は、

衆議院で出席議員の三分の二以上の多數で再び可決したときは、法律となる。

参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第五十六條　豫算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

豫算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した豫算を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて三十日四十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第五十七條　條約の締結に必要な國會の承認については、前條第二項の規定を準用する。

第五十八條　兩議院は、各々國政國務に關する調査を行ひ、これに關して、證人の出頭及び證言並びに記錄の提出を要求することができる。

第五十九條　内閣總理大臣その他の國務大臣は、兩議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について發言するため議院に出席することができる。又、答辯又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十條　國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。

彈劾に關する事項は、法律でこれを定める。

第五章　内閣

第六十一條　行政權は、内閣に屬する。

第六十二條　内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣總理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣は、行政權の行使について、國會に對し連帶して責任を負

ふ。

第六十七條　内閣總理大臣は、○國會議員の中から○國會の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

衆議院と參議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、國會休會中の期間を除いて十日二十日以内に、參議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第六十八條　内閣總理大臣は、國會の承認により、國務大臣を任命する。但し、その過半數は、國會議員の中から選ばれなければならない。この承認については、前條第二項の規定を準用する。

内閣總理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十九條　内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、總辭職をしなければならない。

第七十條　内閣總理大臣が缺けたとき、又は衆議院議員總選擧の後に初めて國會の召集があつたときは、内閣は、總辭職をしなければならない。

第七十一條　前二條の場合には、内閣は、あらたに内閣總理大臣が任命されるまで引き續きその職務を行ふ。

第七十二條　内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三條　内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一　法律を誠實に執行し、國務を總理すること。

二　外交關係を處理すること。

三　條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國會の承認を經ることを必要とする。

四　法律の定める基準に從ひ、官吏に關する事務を掌理すること。

五　豫算を作成して國會に提出すること。

六　この憲法及び法律の規定を實施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復權を決定すること。

第七十四條　法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、內閣總理大臣が連署することを必要とする。

第七十五條　國務大臣は、その在任中、內閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の權利は、害されない。

第六章　司法

第七十六條　すべて司法權は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に屬する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機關は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に從ひ獨立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十七條　最高裁判所は、訴訟に關する手續、辯護士、裁判所の內部規律及び司法事務處理に關する事項について、規則を定める權限を有する。

檢察官は、最高裁判所の定める規則に從はなければならない。

最高裁判所は、下級裁判所に關する規則を定める權限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十八條　裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒處分は、行政機關がこれを行ふことはできない。

第七十九條　最高裁判所は、○その長たる裁判官及び○その他の○法律の定める員數の○裁判官でこれを

構成し、その○長たる裁判官以外の○裁判官は、すべて内閣でこれを任命する。し、法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員總選擧の際國民の審査に付し、その後十年を經過した後初めて行はれる衆議院議員總選擧の際更に審査に付し、その後も同樣とする。

前項の場合において、投票者の多數が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

審査に關する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第七十六條（八十） 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第七十七條（八十一） 最高裁判所は、終審裁判所である。

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は處分が憲法に適合するかしないかを決定する權限を有する。終審裁判所である。

第七十八條（八十二） 裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、對審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に關する犯罪又はこの憲法第三章で保障する國民の權利が問題となつてゐる事件の對審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章　財政

第八十三條　國の財政を處理する權限は、國會の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四條　あらたに租稅を課し、又は現行の租稅を變更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。

第八十五條　國費を支出し、又は國が債務を負擔するには、國會の議決に基くことを必要とする。

第八十六條　內閣は、每會計年度の豫算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を經なければならない。

第八十七條　豫見し難い豫算の不足に充てるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、內閣の責任でこれを支出することができる。

すべて豫備費の支出については、內閣は、事後に國會の承諾を得なければならない。

第八十八條　すべて世襲財產以外の皇室の財產は、すべて國に屬する。すべて皇室の財產から生ずる收益は、すべて國庫の收入とし、法律の定める皇室費用の支出は、豫算に計上して國會の議決を經なければならない。

第八十九條　公金その他の公の財產は、宗敎上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、敎育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十條　國の收入支出の決算は、すべて每年會計檢查院がこれを檢查し、內閣は、次の年度に、その檢查報告とともに、これを國會に提出しなければならない。

會計檢查院の組織及び權限は、法律でこれを定める。

第九十一條　內閣は、國會及び國民に對し、定期に、少くとも每年一回、國の財政狀況について報告しなければならない。

第八章　地方自治

第九十二條　地方公共團體の組織及び運營に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第八十九條　地方公共團體には、法律の定めるところにより、その議事機關として議會を設置する。

地方公共團體の長、その議會の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共團體の住民が、直接これを選擧する。

第九十條　地方公共團體は、その財産を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する權能を有し、法律の範圍内で條例を制定することができる。

第九十一條　一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半數の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。

第九章　改正

第九十二條　この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の贊成で、國會が、これを發議し、國民に提案してその承認を經なければならない。この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選擧の際行はれる投票において、その過半數の贊成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を經たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一體を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章　最高法規

第九十七條　この憲法が日本國民に保障する基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの權利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び將來の國民に對し、侵すことのできない永久の權利として信託されたものである。

第九十八條　この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行爲の全部又は一部は、その效力を有しない。

日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠實に遵守することを必要とする。

第九十九條　天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章　補則

第百條　この憲法は、公布の日から起算して六箇月を經過した日から、これを施行する。

この憲法を施行するために必要な法律の制定、參議院議員の選擧及び國會召集の手續竝びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

第百一條　この憲法施行の際現に華族その他の貴族の地位にある者については、その地位は、その生存中に限り、これを認める。但し、將來、華族その他の貴族たることにより、いかなる政治的權力も有しない。

第百二條　この憲法による第一期の參議院議員のうち、その半數の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第百三條　この憲法施行の際現に在職する國務大臣、衆議院議員及び裁判官竝びにその他の公務員で、その地位に相應する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、當然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選擧又は任命されたときは、當然その地位を失ふ。

第九十七條　この憲法施行の際現に華族その他の貴族の地位にある者

第九十八條　この憲法施行の際、參議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、國會としての權限を行ふ。

付録2

帝國憲法改正案

右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也

昭和二十一年十月三日

委員長　安倍　能成

貴族院議長公爵徳川家正殿

（小字及――〈特別委員修正〉）

日本國憲法

日本國民は、正當に選擧された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行爲（行動）によつて再び戰爭の惨禍が發生（起ること）のしないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の崇高（嚴肅）な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。ものである。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基く。○ものである。○われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、恒久の（常に）平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高（高遠）な理想を深く自覺するものであつて、われらの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義（信頼して、われらの安全と生存を保持し）に委ねようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隷從、壓迫と、偏狹を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會に伍して（おいて、）名譽ある地位を占めたいものと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに專念して他國を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものである（あり、）

と信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第十五條　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。

すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

公務員の選擧については、成年者による普通選擧を保障する。

すべて選擧における投票の秘密は、これを侵してはならない。選擧人は、その選擇に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第五十九條　法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、兩議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、參議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多數で再び可決したときは、法律となる。

前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、兩議院の協議會を開くことを求めることを妨げない。

參議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて六十日以內に、議決しないときは、衆議院は、參議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第六十六條　內閣は、法律の定めるところにより、その首長たる內閣總理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

內閣總理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。

內閣は、行政權の行使について、國會に對し連帶して責任を負ふ。

○大日本帝国憲法

（明治二二・二・一一）

施行　明治二三・一一・二九（上諭第四段参照）

目次

第一章　天皇（一条―一七条）
第二章　臣民権利義務（一八条―三二条）
第三章　帝国議会（三三条―五四条）
第四章　国務大臣及枢密顧問（五五条・五六条）
第五章　司法（五七条―六一条）
第六章　会計（六二条―七二条）
第七章　補則（七三条―七六条）

第一章　天皇

第一条　大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条　皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

第三条　天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条　天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条　天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ、

第六条　天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ズ

第七条　天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八条①天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス

②此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スヘシ若議会ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九条　天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス

第一〇条　天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

第一一条　天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第一二条　天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第一三条　天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

第一四条①天皇ハ戒厳ヲ宣告ス

②戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第一五条　天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス

第一六条　天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス

第一七条①摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

②摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ

第二章　臣民権利義務

第一八条　日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第一九条　日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二〇条　日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二一条　日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二二条　日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第二三条　日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ

第二四条　日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハルヽコトナシ

第二五条　日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及捜索セラルヽコトナシ

第二六条　日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルヽコトナシ

第二七条①日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルヽコトナシ

②公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二八条　日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二九条　日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

第三〇条　日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ従ヒ請願ヲ為スコトヲ得

第三一条　本章ニ掲ケタル条規ハ戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三二条　本章ニ掲ケタル条規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵触セサルモノニ限リ軍人ニ準行ス